平成 31 年　予算審査特別委員会

1　開 催 期 日　　平成 31 年 3 月 8 日（金）　　午前 9 時 58 分から午後 3 時 17 分

2　開 催 場 所　　庁舎 5 階本会議場

3　出 席 委 員　　尾崎委員長、田辺副委員長
野村委員、島崎委員、橋本委員、稲田委員、藤田委員、大迫委員、
木村委員、小田島委員、坂本委員、川崎委員、鈴木委員、中川委員、
鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝　委員

4　欠 席 委 員　　谷浦委員、國枝委員

5　委員外議員　　なし

6　市側出席者

総務部長	福島政則	保健福祉部長	中屋　直
子育て支援部長	仲野邦廣	税務課長	林　正明
福祉課長	奥山　衛	高齢者支援課長	三上勤也
高齢者・障がい者相談担当参事	柄澤尚江	保険年金課長	渡辺広樹
健康推進課長	尾崎英輝	子ども家庭課長	高橋陽子
こども発達支援センター所長	濱田真吾	子育て担当参事	橋本なつみ
子育て支援室すみれ保育園長	塚崎智美	子育て支援室すずらん保育園長	石間利恵
子育て支援室稲穂保育園長	大内文子		

納税担当主査	山田仁史	福祉庶務担当主査	渡邉篤広
障がい福祉担当主査	新川吾朗	生活保護担当主査	前原雄大
高齢者福祉担当主査	青木　潤	介護認定担当主査	布施恵太
介護給付・保険料担当主査	宮本大介	相談支援担当主査	浜山かおり
健康推進担当主査	松原　勉	保健指導担当主査	野切径代
特定健診・介護予防担当主査	影久真美	国保給付・年金担当主査	三澤聖子
国保賦課担当主査	立野桃子	医療給付担当主査	岸本美由紀
後期高齢者医療担当主査	三橋　聡	家庭児童担当主査	記内　崇
保育担当主査	笠井　衛	保育担当主査	印牧詩織
学童担当主査	加藤梨奈	発達支援担当主査	播磨恵子

7　事　務　局　　次　　長　千葉めぐみ　　議会担当主査　葛西由美子
　　書　　記　永澤るみ子

8　傍　聴　者　　2名

9　案　　件　　議案第17号　平成31年度北広島市一般会計予算
　　議案第18号　平成31年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
　　議案第19号　平成31年度北広島市霊園事業特別会計予算
　　議案第20号　平成31年度北広島市介護保険特別会計予算
　　議案第21号　平成31年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
　　議案第22号　平成31年度北広島市水道事業会計予算
　　議案第23号　平成31年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

おはようございます。

開会前にお知らせいたします。谷浦浪子委員及び國枝秀信委員から、病気療養のため、本日の委員会を欠席する旨届け出がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付済みの審査方法等協議資料に記載のとおりであります。

審査に入ります前に質疑の方法について確認をいたします。質疑は提出いただいた通告にのっとり行っていただきます。回数は3回までとします。質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順とします。総括質疑を行う場合には留保する必要がありますので、その旨を発言されますようお願いいたします。また簡潔な質疑、答弁をお願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては申し合わせにより許可いたします。

それでは散会前に引き続き、一般会計予算の歳出の質疑を行います。

初めに民生費の質疑を行います。ただし、社会福祉費の福祉センター費のうち福祉センター運営経費及びこども発達支援事業、児童福祉費、災害救助費は除きます。

質疑を行います。

木村委員。

木村委員

それでは、簡潔に2点ほど質問させていただきます。最初に予算書の93ページ、附属資料の11ページです。生活困窮者自立支援事業ということで、新年度は新たに就労準備支援

事業と家計改善支援事業に取り組みますけれども、まず最初に具体的な支援内容をお伺いします。

2点目、ひとり親家庭医療費助成事業についてですけれども、予算書の115ページ、附属資料の12ページです。これは、ひとり親家庭等の母または父と子が医療機関等にかかったときの医療費のうち健康保険診療の自己負担額の一部を助成するとありますけれども、親に関しては入院費が助成されておりますけれども、通院費の部分では助成されておりません。これは恵庭市では親の通院費が助成されておりまして、負担が1割となっておりますので、ぜひ当市も通院費の助成、親に関してですね。助成できないのか、お伺いします。

尾崎委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

木村委員のご質問にお答えいたします。私からは、ひとり親家庭等についてのご質問に答えさせていただきます。本市のひとり親家庭医療費助成事業につきましては、子ども医療費助成事業と整合性を図るため、平成27年4月から子どもについて一部助成拡大を行っておりますが、基本といたしましては北海道医療給付事業と同基準としているところであり、基準では、親の通院費につきましては助成対象とされていないものでありますことから、現時点では市独自の助成拡大は考えていないものであります。以上であります。

尾崎委員長

前原生活保護担当主査。

前原生活保護担当主査

生活困窮者自立支援事業についてお答えさせていただきます。就労準備支援事業ですけれども、就労意欲、生活能力及び社会適応能力が低い等の一般就労に向けた課題を抱える方に対してボランティア活動や職場見学などの計画的な支援及び訓練を行い、就労意欲の喚起及び就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労につなげることを目的とする事業です。家計改善支援事業は、支援員が家計表などを活用し、相談者とともに家計状況を明らかにし、また、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、貸し付けあっせん等の支援を生活の再生に向けた意欲を引き出した上で行うことにより、相談者自身の家計管理能力を高め、自立を促進することを目的とする事業であります。以上です。

尾崎委員長

木村委員。

木村委員

それでは生活困窮者自立支援事業についてですけれども、例えば委託先、今、生活困窮者自立支援事業をぽるとさんで行っていますが、委託先と、いつごろ実施されるのか、お伺いします。それと、例えば、この家計改善支援事業のほうでは、プロのというか、ファイナンシャルプランナーの方とか、例えば家計簿のつけ方とか、そういうのはそういった方を活用というか、お願いすることはできないのかどうか、お伺いします。

それと、ひとり親家庭医療費助成事業ということで、北海道の基準に沿っているということでしたが、恵庭市では、先ほど申し上げましたように、自己負担は1割となっております。そういったことから、何とか特にひとり親の方は病気になっても、休んだりすると時給というか、そういうパートで働いている方とかは、休んだ分、その分を引かれますので、そういったこともありまして、なかなか行きたくても行けない、多少のことでは要するに医療機関にかからないという方もいますので､少しでも負担割合を低くできないのか、再度お伺いします。

尾崎委員長

前原生活保護担当主査。

前原生活保護担当主査

生活困窮者自立支援事業の委託先と、いつごろの実施かということに関してですけれども、委託先につきましては、今後の契約事務審査委員会で選考が行われる予定となっております。いつごろの実施かについてですが、事務手続が予定どおり進めば平成31年5月からの実施を予定しております。また、家計改善支援事業につきましてのファイナンシャルプランナー等の配置につきましてですけれども、予定では、国の実施する養成研修の受講を要件としておりまして、ファイナンシャルプランナー等の資格要件は定めはいたしませんが、適正な支援体制となるよう人材配置に努めてまいりたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

木村委員の再質問にお答えいたします。先ほどの繰り返しとなりますが、子ども医療及びひとり親家庭等医療、それから重度心身障がい者医療につきまして、3 医療を本市では助成しておりますが、全て北海道医療給付事業の基準をもとにしております。先ほど申しましたが、子ども医療の一部助成拡大をしておりますが、それは市の施策としまして実施しているものでありまして、基準については、あくまでも北海道医療給付事業に準じた形

でさせていただいております。以上であります。

尾崎委員長

小田島委員。

小田島委員

私からは、2点ほどお聞きをしたいと思います。まず、1点目でございますけれども、予算書93ページ､附属資料3ページにございます社会福祉等団体活動支援事業でございます。この中身を見ますと、社協に対する補助、それから民児協に対する補助がございまして、社協に対する補助は前年度から比べますと3千万円ほど増額になってきております。その増額の内訳、どのようになっていらっしゃるのか、ちょっと積算の根拠をお聞きをしたいと思います。それから、もう1点、民生委員・児童委員協議会のほうに、これはまた来年度につきましては予算の中では440万円ほど増額になってきております。この増額の、これについても、内容、内訳について、まずお聞きをしたいと思います。これが1点目でございます。

2点目は、予算書99ページの附属資料7ページの障がい者日常生活用具の給付事業の拡大の関係でございます。これにつきましては、FM型の軽難聴児に対する対策の拡大ということで、これは非常に、私としてもこの関係につきましては、既に新年度入学予定者の方もいて、それが軽難聴児だということがあって、なかなか先生だとか周りの声が聞きにくいということもありまして、この商品名でいうとロジャーという商品でございますけれども、その拡大についていろいろと課題として上げておりました。拡大ということで、予算を計上していただいたことに心から敬意を表したいと思います。それで、この難聴児の給付拡大をした、その給付の内容、また対象、それから内容等については補助のリストだとか、その辺についてお伺いしたいと思います。以上です。

尾崎委員長

小田島委員、通告の中で、生活困窮者自立支援事業というのがありますよね。これは取り下げということですか。

小田島委員

先ほど木村委員のほうでされましたので。

尾崎委員長

取り下げということですね。

渡邉福祉庶務担当主査。

渡邉福祉庶務担当主査

それでは、私のほうから、小田島委員の質問のうち、1 点目の社会福祉団体等団体活動支援事業の増額の理由についてお答えしたいと思います。1 点目の社会福祉協議会交付金の 3 千万円の増額の主な理由としましては、現在、福祉センターが旧北広島病院跡施設に建設された北広島エルフィンビルへの移転に伴い､備品等の購入費や引っ越し費用として、2,140 万円ほどの増額となっています。また、建物の維持管理の電気代、水道代、駐車場の利用料などで 898 万円ほどの増額、それ以外の運営経費としまして、人件費などを含む運営経費が 90 万円ほどの増額となりますので、合計 3,134 万円の増額となっております。

次に、民生委員児童委員連絡協議会交付金の増額の主な理由についてご説明しますと、今年度は道外での研修年度ということでありますので、その旅費として、前年度より 361 万円の増額、民生委員・児童委員の活動費を増額したことにより 150 万円の増額となり、そのほかの運営経費の効率化、適正化を図ったことなどにより、合計 443 万円の増額ということになっております。

以上となります。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

小田島委員の質問にお答えいたします。

軽度・中等度難聴児に対する FM 型補聴器の給付内容についてでありますが、日常生活用具給付等事業における軽度・中等度難聴児に対する FM 型補聴器購入費用の助成については、現状のサービス提供におきましても、耳かけ型の購入費用について助成を行っているところでありますが、FM 型につきましては、話し手には送信機、受け手側には受信機をつけることによって直接クリアな音声を届けることができるものであります。給付の内容としましては、対象児童が使用する受信機、学校現場の教師など、話し手が使用する FM 型ワイヤレスマイク、補聴器と受信機を仲介する役割のオーディオシューの 3 点を補助対象としておりまして、補助金額につきましては、それぞれ基準額の 3 分の 2 としております。以上であります。

尾崎委員長

小田島委員。

小田島委員

社協等に対する補助金の関係は、移転に伴って備品等ということがございますので、了解いたしました。

民事協の関係でいいますと、3 年目に道外研修となっていまして、その費用もいただきましたけれども、大体、今の期の人が、3 年のうちに、1 年、2 年次は道内研修、3 年次に道外研修ということがありますけども、全ての人が道外研修に例えば手を挙げたとしたならば、この費用で間に合うのかどうなのか。一部補助なのか、個人的な負担が生じるのかというとこら辺の扱いをまずお聞きをしたいと思います。

それと、ロジャーにつきましては、ありがとうございます。3 分の 2 助成ということで、大変、保護者については家計的にも非常に助かるということがあります。それで、今、この難聴児の対象というのは、市内にどのぐらいいらっしゃるのか。この金額で間に合うのかどうなのかということと、機械ですから耐用年数が来ますので、それの更新というものも含めて、何歳まで、この部分の給付というのが扱われるのかというところら辺をお聞きをいたしたいと思います。以上です。

尾崎委員長

渡邉福祉庶務担当主査。

渡邉福祉庶務担当主査

それでは、委員の再質問のほうにお答えしたいと思います。まず、1 点目の民生委員・児童委員の連絡協議会の旅費の計算の根拠等についてですが、この予算に計上させていただいている旅費については、北広島市の旅費規程に基づいた 1 人当たり 5 万円程度の旅費を積算させていただいています。計上させていただいた予算については、過去の民生委員・児童委員連絡協議会の研修の参加人数等々を考慮した結果、現在の民生委員の人数から 90 名程度の予算を積算させていただいて、この増額金額とさせていただきました。以上となります。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

小田島委員の再質問にご回答いたします。対象者数につきましては、現在、軽・中等度難聴児で補装具の補聴器の申請を行う児童が年間 2～3 件ございますので、対象者数につきましては年 2 名程度と考えております。また、耐用年数については 5 年、対象年齢につきましては、18 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けられない程度の軽度・中等度難聴児を対象としております。以上でございます。

尾崎委員長

小田島委員。

小田島委員

ありがとうございます。民生委員・児童委員の道外 90 名ということで 5 万円ですから、この範囲でいけるところでやるというふうに思いますけども、ぜひ実りある研修となるように、市としても連携をとって指導なり助言をしていただければありがたいなというふうに思います。

それから、ロジャーの関係については了解いたしました。ぜひ、この関係についても、対象が出た場合、ぜひ拡大をできるような形で今後とも取り扱っていただければありがたいと思います。以上です。

尾崎委員長

ほかに、ございませんか。

永井委員。

永井委員

福祉人材確保事業で、予算書 115 ページの附属資料が 12 ページです。こちら、代表質問のほうでも、市長答弁で 2018 年度の実績が答弁されたんですけれども、39 名ほどでしたでしょうか。そちらの内訳、介護、福祉、保育の詳細、何人ほど就労につながったのか、お聞きします。また、今後の課題として、市ではどのように捉えているのか、伺います。

次に、今、小田島委員が質問いたしました障がい者日常生活の補聴器の関係ですけれども、年齢制限などはわかりました。それで、こちらに所得制限はありますでしょうか。また、新規の購入のみの補助となるのでしょうか。また、私も補聴器を使っているのでわかりますが、機械なので、定期的な修理や、あと音量の調整などが必要になってくるんですけれども、そちらにかかる費用への補助は含まれているのでしょうか、伺います。

尾崎委員長

子ども医療費についての質問をお願いします。

永井委員

生活困窮者のほうは、先ほど木村委員のほうから質問がありまして、私のほうでも了解いたしましたので、割愛いたします。

子ども医療費助成にかかわることですが、こちら、予算書 115 ページの附属資料が 12 ページで、2018 年度から中学生までの医療費助成が通院までということで拡大されたんですけれども、今、全国的にも中学生までの医療費の無償化が進んでおりますので、市のほうとしても、その取り組みの検討はどのように考えていますでしょうか。また、高校生までの助成拡大、道内でも北斗市などは高校生までの助成拡大をしているんですけれども、そちらのほうの検討はいかがでしょうか。所得制限を撤廃した場合だとか、中学生まで入

院、通院とも無償化した場合の試算はどのようになりますでしょうか、伺います。3 点伺います。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

それでは、永井委員のご質問に、私のほうからは、就労支援金についてお答えいたします。就労支援金につきましては、1 月末現在におきまして、介護施設関係で 21 名、障がい者施設関係で 12 名、保育施設関係で 6 名、合計 39 名に対して交付をしております。このうち 2 名が市内事業所への就労に伴い、市内に転入してきているところでございます。これは介護施設関係が 1 名、障がい者施設関係が 1 名という形になっております。この支援金事業につきましては、今年度から始まった事業であることや、また年度途中の 7 月から始まっている事業でございますので、まだ年度を通じた実績データがございません。そういったことも踏まえて、今後、事業を継続していく中で、その効果を検証してまいりたいというふうに考えております。以上です。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

永井委員のご質問にお答えいたします。こちらの FM 型補聴器の支給対象者の所得要件でございますが、こちらにつきましては、同一の世帯に属する全ての者について地方税法の規定による市町村民税の地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額が 46 万円未満である方を対象としております。また、修理費については対象としておりますが、調整費用につきましては対象外としております。以上でございます。

尾崎委員長

岸本医療給付担当主査。

岸本医療給付担当主査

子ども医療費のことについてお答えいたします。まず、中学生までの自己負担を無料とした場合の経費につきましては、今年度の数字を 1 年分に置きかえ推計したところ……。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　　午前 10 時 23 分

再　開　　午前 10 時 23 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

お願いいたします。

岸本医療給付担当主査

失礼いたしました。子ども医療の無償化についてお答えいたします。子ども医療の中学生までの無償化で、今年度 2 月末現在の数字を 1 年分に置きかえ推計したところ、中学生までの自己負担を無料とした場合、約 3 千万円が必要となると試算しております。高校生までの助成の拡大につきましては、こちらも他市のものを参考に推計したところ、本市では約 1,700 万円が必要となると試算しております。所得制限につきましては、現在、保護者の方が一定の所得以上の場合、助成の対象外となっておりますが、2 月末現在で 207 人の方が保護者の所得制限により子ども医療の助成の対象外となっております。この所得制限をなくす場合、約 350 万円が必要となると試算しております。以上でございます。

尾崎委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

永井委員の子ども医療費の拡大の考え方につきましてお答えさせていただきます。本市の医療給付事業につきましては、先ほど申したとおり、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障がい者医療費助成がありますが、基本といたしましては北海道医療費給付事業に準じており、受給者の自己負担につきましては、就学前児童については市民税の課税世帯、非課税世帯を問わず、初診時一部負担金のみとしており、小学生以上につきましては、課税世帯 1 割負担、非課税世帯初診時一部負担金のみと定めているところであります。子ども医療費助成事業につきましては、昨年 4 月から子育て世代の経済的負担を軽減するため、通院医療費の助成対象を中学生までに拡大したところであり、石狩管内で本市のみ、最も充実しているものと考えております。子ども医療費助成事業においては、北海道医療給付事業を拡大し助成しておりますが、助成基準につきましては北海道医療給付事業に準じておりますので、現時点では無料とする考えには至らないものであります。以上であります。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

まず、子ども医療費の助成ですけれども、中学生まで無償化した場合は約3千万円ほどと、そして高校生を拡大した場合も、他市の例などを参考にということでしたけれども、約1,700万円ほどでできるということですので、ぜひ、今、課長がおっしゃいましたけれども、道基準にそのままのっとるのではなくて、市独自で拡大をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。中には、子ども医療費を無償化にするということで、コンビニ受診などや過剰診療などが起こるのではないかという懸念の声も上がっておりますけれども、今、全国では、昨年の時点で、通院では8割、入院では9割が中学卒業までの無償化を拡大していたりとか、高校卒業相当まで助成を広げていたりしている市町村が広がっております。また、厚労省の発表でも、医療費の動向などのデータが出ておりまして、助成対象の人口が増えているにもかかわらず、いずれの年齢階級でも外来の時間外受診件数は減少傾向を示したというデータも出ているんですよね、ご存じかと思うんですけれども。その中で必要な受診が確保されたために疾病の重症化が防止されて、時間外の受診などが減少したと分析しているという報告も出ておりますので、ぜひ、市独自の子育てに力を入れるという市長の方針のとおりにのっとっていただいて、中学生までの無償化、まずは中学生までの無償化ということを求めていきたいと思いますけれども、見解がありましたら伺います。

次に、福祉人材確保の件ですけれども、人数は了解いたしました。こちらの39名ほどが就労につながったということですが、実態はどのような人材不足に、市内の各事業所、福祉施設、福祉事業所などがどのような実態になっているのかということを福祉課のほうでは押さえているとは思いますけれども、この39人という人数で十分なのかどうかというところをお聞きします。2月の初めごろに、市内の福祉事業所で働く友人から、3月で若手が一気に何人もやめてしまうということで、誰か知り合いがいたら紹介してくれないかという、大変悲痛な連絡が入りました。というような実態も押さえていただきまして、この人数で十分なのかどうか。また、十分でないと考えるのでしたら、今後の取り組みをどのように広げていくのかというところをお聞きいたします。

補聴器の関係ですが、修理費用は対象だけれども、調整費用は対象外ということでしたが、これは調整するのにも結構なお金がかかるんですよね。私も1年に1回ほどは定期的に耳鼻科のほうに行っておりますけれども、まず診察がされまして、それで聴力検査がありまして、その後、必要に応じて薬が処方されたりなどということで、大体、私の所得で4～5千円とか、5～6千円とか、つい直近に行ったときには2年ぶりに行ったものですから初診料とかもかかってしまいまして、6～7千円かかったんですよね。なので、お子さんの場合、子どもを持つ家庭の場合だと、やはり家計的にも厳しいのではないかと思いますの

で、ぜひ調整費用への補助とか、あと、補聴器にかかる電池、この電池もすごく高価なんですよね。私が使っているのは、こちらの5個パック入りの電池なんですけれど、これで大体1千円ちょっとするんですよね。電池というのは、毎日補聴器を使っていますと、大体2週間ぐらいしかもたないんですよね。これが、もう2週間ごとに電池を取りかえてとなりますと、やはり電池代もかかりますので、そのような諸費用への補助なども考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

尾崎委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

永井委員の再質問にお答えさせていただきます。先ほど申しましたとおり、助成基準自体は、あくまでも北海道医療給付事業に準じているというところで、ご理解いただきたいと思います。以上であります。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

それでは、私のほうから、就労支援金についてお答え申し上げます。この39名についてですが、当初の予算600万円を計上しておりましたので、それから比較するとやや少ないのかなという気はしております。それと、この就労支援金を始める前に各施設にアンケートをとっておりますけれども、ちょっとその結果が今手元にないので詳しい数字はないんですが、やはり慢性的に人手が足りないというのは、やはり各施設実感をされているところでございます。各施設のほうでも、我々のほうで出向いてお話をしたところ、その制度は知らなかったというところも結構ありますので、今後、市ホームページや広報を使いましてさらにPRを強めていって、これを利用して就業につながるように努力をしてまいりたいと思います。以上です。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

私のほうからは、FM型補聴器の関係でございますけれども、今回の拡大につきましては、当市でも全道、全国の状況を調べまして、この拡大に至ってございます。全道では当市が初めてということで、全国でも十数カ所ぐらいでございます。まずは、今回の補助内容で

制度を実施しまして、その後については、また改めて調査、研究してまいりたいというふうに考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

ぜひ障がい者日常生活用具等にかかわる助成については今後の拡大検討もお願いいたしたいと思います。

福祉人材確保のほうですけれども、今後、PRなども含めて取り組んでいきますということでしたが、代表質問で板垣議員が質問しましたように、やはり支援金の増額だとか家賃の補助、市内で福祉事業所に勤めた場合の家賃の補助、引っ越しの補助などというのも検討していくことで、北広島で福祉の事業に働きたい、つきたいという思いを持ってくれる人たちも出てくると思いますので、こちらは、市長答弁では、課長答弁でしたか、制度の見直しは考えていないという、代表質問でいただいていますけれども、ぜひ現場レベルから必要ではないかということで声を上げていっていただきたいと思いますが、見解がありましたら伺います。

また、子ども医療費ですけれども、この件につきましては、今後も私たち共産党のほうでも、引き続き無償化に向けて取り組んでいって、質問などでも取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。1つだけ。

尾崎委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

お答えをさせていただきます。就労支援金の事業につきましては、今年度始まったばかりということもありまして、この効果等について今後検証した上で、今後の拡大等については検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

田辺委員。

田辺委員

それでは、初めに予算書93ページ、説明書11ページの、先ほど何件か生活困窮者自立支援事業についてです。事業の内容は理解しているんですけれども、この就労準備支援事

業のほうなんですけれども、これはなかなか一般就労につくことができない、いろいろな事情があってですね、そういう方が一般就労に結びつける前のステップというか、その福祉的就労と一般就労のちょうど中間に位置する中間的就労というところが大事になってくると思うんですけれども、この中間的就労を受け入れる、やっている施設というんでしょうか、事業所ですね。事業所をやっぱり増やしていかなければいけないかと思うんですけれども、こちらこれまでも多分ぽるとさんで就労支援はやってこられていると思うんですけれども、この中間的就労にこれまでどのぐらいの方が仕事につくことができて、受け入れている事業所というのは今現在どのぐらいあるのでしょうか。これを、やっぱり増やしていくことが肝心であると思うんですけれども、市としてどのような対応をされているのか、お伺いします。

それから、予算書 95 ページ、説明書 9 ページのミニデイサービス支援事業ですけれども、これは減額になっているので、こちらの理由をまずお聞きします。

それから次に、予算書 101 ページで説明書 8 ページの障がい者施設開放支援事業についてです。こちらの参加対象者、こちらには年齢制限があるのか、それからこの内容についてお伺いします。

それから、関連していますが、予算書 99 ページ、説明書 8 ページの障がい福祉サービス等事業についてです。こちらの中で放課後デイサービスというのがありますが、ここ数年非常に増加していると思われます。市内の状況について、充足率も含めてお伺いします。そして、この中で、障がいを持っている中学生、高校生、こちらの放課後の居場所、それから長期休暇中の居場所などが市にどのぐらい存在しているのかをまずお伺いします。

尾崎委員長

前原生活保護担当主査。

前原生活保護担当主査

では、ご質問にお答えさせていただきます。就労準備支援事業の受け入れ先についてですけれども、これまで相談支援事業の中で、介護事業所ですとか障がい福祉のサービス提供事業所、あと市内農園での事業所見学や就労体験に結びついた実績があります。平成 27 年から、ぽるとで委託を頼んでおりまして、就労準備に類似した事業ですとか中間的就労というのは、実績で 9 件ほど上がってきております。以上であります。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

私のほうからは、ミニデイサービス支援事業についてお答え申し上げます。高齢者を対

象に、介護予防や生きがいづくりなど、福祉活動を行う団体に対し助成をする事業でして、平成 15 年度から実施し、平成 23 年度からは地域のお茶の間事業の助成を拡大を行ったところでございます。減額の理由といたしまして、現在、高齢化率が 30%を超え、さらに高齢化が進展する中で、高齢者の自主的な活動にも多様化が見られ、高齢者ニーズにも大きな変化が生じております。当初の制度設計からは 15 年たち、実態とそぐわない状況も見られることから、担い手の提供の支援、それから集う機会の支援のあり方を明確にし、見直しを行うとともに、当初は 8 団体、助成総額が約 118 万円でございましたが、29 年度の実績ですと 25 団体、助成の総額が約 465 万円となっておりますことから、今後も継続可能な助成制度となるよう、新年度から新しい基準を設けることにより減額となっております。以上でございます。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

田辺委員のご質問にご回答いたします。障がい者施設開放等事業の参加者に年齢制限はあるのかというご質問についてでありますが、施設開放等事業につきましては、社会福祉法人北ひろしま福祉会が地域貢献の一環として、法人施設や市外のレクリエーション施設等を活用し、障がい児者の社会参加の促進や保護者の負担軽減を図る目的で実施している事業で、その事業実施に係る経費の一部を市で補助しているところでございます。実施内容の詳細につきましては、法人で実行委員会を組織し、自主的に行っているものでありますが、平成 30 年度の実施内容につきましては、学齢期、18 歳以上の青年期、年齢制限なしのプログラムの内容となっておりまして、幅広い年齢層の方が参加している状況となっております。また、次に放課後デイサービスの市内の充足状況についてでございますが、現在、市内には放課後デイサービスを実施している事業所が 12 事業所あります。こちらの放課後等デイサービス利用者は年々増加しておりまして、それに伴って、西の里地区には事業所がまだないことや、また、一部の事業所では定員の問題で利用ができていない児童もいるというお話をお聞きしておりますので、完全に充足しているとは言えない状況と捉えております。また、中高生の長期休暇中の居場所についてでございますが、放課後等デイサービスにつきましては、学齢期、小学校 1 年生から原則高校 3 年生の 18 歳までを対象としておりますので、こちらが居場所と考えております。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、すみません。ちょっと逆からいきますけれども、今のご答弁で、放課後デイサービスが市内にものすごい勢いで増えて、今、12 事業所があるということで、それでも、まだ足りないのではというご見解だったと思うんですけれども、この放課後デイサービス、今お答えになったように、小学生から中学生、高校生までということで、幅広い年齢だと思うんですよね。小学校の低学年で身体の小さいお子さんから、中高生となると、本当に大人と同じような体格のお子さんもいるという中で、比較的、どこの、私が知っている限りの施設では、そんな物すごい部屋の数がたくさんあって、広い空間でやっているわけではないと思うんですけれども、そういう中に、この幅広い年齢がいるということの弊害がないのかなというふうに心配するんですけれども、そちらの見解はいかがでしょうか。やっぱり制度上、もしかすると限定するというのは難しいのかもしれないんですけれども、やっぱり小学生と中学生、高校生というのは、ちょっと違う空間というのが必要ではないかと思うんです。遊ぶ内容とか、きっと興味のあることとかも違うと思うんですけれども、その辺についてどういうふうに見解をお持ちなのかお伺いします。

それから、障がい者施設開放支援事業は、福祉会さんのほうでやられている事業ということだったんですけれども、年に 1 回なのか 2 回なのかわかりませんけれども、なかなか重度の障がいを持った在宅で生活している方は、なかなか余暇を過ごすことが、やっぱり支援も必要ですし、1 人で移動とかはできないというところで、余暇を過ごす場所がすごく少ないんだという話を聞くんです。なので、事業所に、これは事業所がやっていることだと思うんですけれども、そういう機会が増えるような、そういう働きかけというのを行政側からも支援をして増やすことができないのか、お伺いします。

それから、ミニデイサービスの減額の理由というのは承知いたしました。15 年もたっているということで、団体もものすごく増えていて、私も内容を知る限りでは、自主的な、サークル的な活動もあるように感じていますので、そこはある意味、支援をする側と受ける側というところの、そういうある程度の取り決めも必要なのかなと思うんですけれども、今回、減額されたことで対象外となった、そういう団体、そういう団体がそういう活動を継続していけるような援助といいましょうか、相談とか、そういうことはきちんとされているのか、お伺いします。

それと、生活困窮者の自立支援事業なんですけれども、これまで 9 件ほど中間的就労につけた方がいらっしゃったというご報告なんですけれども、こちら、この事業所を中間的就労の受け皿となるために登録制だと思うんですけれども、そういう制度とかも、これは道が、北海道がやっていることと聞きましたけれども、そういう制度があると思うんですけれども、そういうことも含め、事業所に理解を進めるという、啓発ですね。そういうことをどの程度というか、市としてはやっていらっしゃるのかどうか、それをお伺いします。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

田辺委員の再質問にお答えいたします。放課後等デイサービスの年齢によってクラス分け等できないのかというご質問につきましてでございますが、年齢によるクラス分けについては、先ほどお話にもあったとおり、事業所の広さの問題等もあり、実施は難しいと聞いておりますが、各事業所において、支援内容を年齢等によって分けるなど、事業所内で年齢差によるトラブルがないように配慮していると伺っております。

また、施設開放等事業におきまして、重度の在宅の心身障がい児者の社会参加の場をもっと増やすことができないかというご質問につきましてでございますが、こちらについては、さまざまな場面において、当市としてニーズを把握して検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

田辺委員の再質問にお答えいたします。対象外となる団体への援助でございますけれども、新しい基準につきましては、一定の条件を満たした活動に対しての団体につきましては、ミニデイサービスの支援事業、あるいは地域のお茶の間の事業という、どちらかの事業には当てはまるかなと考えております。それから、新年度から拡大の事業といたしまして、地域の住民主体による介護予防や認知症予防の拠点づくりへの助成ですとか、新しく団体を立ち上げる事業に、立ち上がりの支援ということで助成事業なども予定しておりますので、そういった事業とあわせて、効果的に活用できるものと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

私のほうからは、中間的就労の啓発についてでありますけれども、これまでも一般質問などでもご質問をいただいているところではございます。繰り返しになりますけれども、現在、石狩管内では、札幌市を除きまして、本市に所在する３事業所のみが就労訓練事業の認定を受けておりまして、うち１つの事業所は、今年度新たに認定を受けております。市といたしましても、中間的就労の重要性ということは認識しておりますので、今後も新

規事業所の開拓に向けて、さまざまな場面で周知してまいりたいというふうに考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

今の生活困窮者の事業なんですけれども、就労支援ですよね。市のほうには、就労支援相談事業をやっている、めーでるさんがあったりとか、あと、ハローワークの中にも、そういう障がいをお持ちの方とか、働きづらい、働きづらさを抱えている方のそういう就労支援もされていると思いますので、そのような相談機関としっかり連携して、やっぱり就労したはいいけれども、その先ということもあると思うんですよね。やっぱりマッチングする機関のところの重要性もあると思いますので、ぜひ連携して、やっぱり働くことの喜びというんでしょうか。そこが、やっぱり人生を豊かにしていくことにつながっていくと思いますので、引き続き、受け入れる事業者が１つでも増えるような、そういう啓発事業を続けていっていただきたいと思います。

それから、ミニデイサービス事業のことは理解しました。すごく、高齢化が進むにつれて、やっぱり高齢者の自主的ないろんな活動も増えてきていると思って、今おっしゃったように、新年度から新しいいろんなメニューも増えていると聞きますので、やっぱりこれを、しっかり対象の方が理解できるというか、知る機会が増えていくような、そういう広報活動にもぜひ努めてください。

それから、最後にもう１つ、障がい者のほうの件なんですけれども、やっぱり、特に長期休暇中、学校が長い休みのときの中高生の居場所づくりというのが、これはやっぱり必要ではないかと思うんです。事業者がやっていただくのもあるかと思うんですけれども、この放課後デイサービスを含めて、子どもたちを受け入れる、そういう体制というのが、やっぱり低学年とは違う、成長してきた中学生、高校生の、そういう居場所づくりというのがとても求められていくのではないかと思うんですけれども、こちらのほうは、市としてどういうことができるのかといいましょうか、見解をこれはお伺いします。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

施設開放と居場所づくりということだと思いますけれども、当市として、全ての事業を把握しているわけではございませんけれども、現在、市では教育委員会において、障がい者に社会参加の場を提供するということで、フレンドリーセンターの運営事業というのも

実施をしてございます。今年度はスキー教室と農園体験、これらをやっているようなんですけれども、カリキュラム内容ですとかそういう部分で参加者が減少しているという実態もございまして、詳細な事業内容についても検討していかなければならないというふうに伺っております。さまざまな場面でのニーズの把握が必要というふうに考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

稲田委員。

稲田委員

1点、お聞きいたします。予算書の93ページ、附属資料が3ページです。避難行動要支援者対策事業についてお伺いします。これは、さきの議会でも大変議論がされましたけれども、確認の意味と、それから、今、新しく年度がわりで自治会長さんがかわりまして、自治会長さんからのお問い合わせもありますので、そういう視点からお聞きいたします。まず、1つ目、こちらの支援者の名簿を管理更新して災害時に備えるというのが名簿の目的ですけれども、現在その名簿の登録人数。

それから2点目が、名簿の提供先、それから自治会の提供先、自治会は全市で何件あって、そのうち何件から求められているかということをお聞きいたします。

尾崎委員長

渡邉福祉庶務担当主査。

渡邉福祉庶務担当主査

それでは、稲田委員の質問にお答えしたいと思います。まず、避難行動要支援者対策事業の避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法に基づき、災害に備え、平常時から避難行動支援者に関する情報の把握ですとか避難支援等の体制を整備することを目的として名簿を作成しているところとなっています。先ほど質問いただいた登録者数については、大変申しわけございません、詳細な数字は私の手元にないものですから、現時点更新状況を踏まえますと、約2千名を超える方がこの名簿に登録している状況となっております。

次に、自治会への協定を結んでいる団体等の数字ということでご質問いただいたんですが、現時点で協定を結んでいる団体数が21団体ということになっております。そのうち、自治会、町内会の方々が15団体ということになりますので、全自治体が約150団体ほどありますので、1割程度の方が協定を結んでいるという状況になっております。

自治体以外の6団体につきましては、まず警察、市の消防、民生委員・児童委員、こうい

った団体のところで名簿を提供させていただいている状況となっております。以上となります。

尾崎委員長

稲田委員、2回目の質問となります。

稲田委員

ありがとうございます。自治会が約1割ということでしたけれども、さきの震災のときに本当に困ったんですよね。町内会長さんたちも1件1件確認して歩いたということで、これはやはり自治会に対してもう少し、契約といいましたか、協定を結んでいただけるような、市としては、やはりそういう姿勢が必要かと思いますけれども、この少ないという、1割しかないという原因はどこにあると思いますか。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

協定の締結につきましては、以前から自治会町内会長さん宛て等に協定の締結のご依頼の文書を送っている状況でございますが、名簿の中には重要な個人情報が含まれるもので、協定締結に当たっては、その管理をしていただかなきゃならないということもございます。今後も、その管理も含めまして、自治会、町内会の協力を得まして、協定数を増やしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

共助といいまして、お互いに助け合う、災害に対しては特に必要だと思います。それで、やはり文書で送っているということでは、自治会長さんたちの、やはり理解に苦しむんではないかと思います。そういう声がたくさん聞こえております。やはりこれは赴いてというか直接お会いして、詳しい丁寧な説明が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

お答えをいたします。この部分については、避難等支援プランという全体計画の中で定められているものなんですけれども、これにつきましては、平成 28 年 5 月に定めておりまして、その段階では一度、市内に 150、160 の町内会がございますので、我々としましてはその当時、連合町内会の総会等でこの制度についてご説明をしてご依頼をした経過がございます。一定程度時間が過ぎておりますので、各町内会さん、自治会、ご理解いただくためにどういうふうな形がいいかというのは、また改めて、時間がたっておりますので検討していきたいというふうに考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

板垣委員。

板垣委員

それでは、私のほうから質問させていただきますが、子ども医療費助成につきましては、先ほど永井委員のほうから質問がありましたので省略をいたします。

障がい福祉費についてお伺いをいたしますが、まず、障がい者等交通費助成事業及び精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成事業、予算書 99 ページについてお伺いをいたしますが、障がい者の方々への交通費助成としてタクシーチケット助成をしておりますけれども、これをぜひ札幌並みに引き上げてもらいたいわけですが、現在のこの実態としては、およそ 970 人ぐらいの方に予算で 1,160 万円ぐらいの予算を組まれているかと思いますけれども、実際に使われているのがどういう状態なのかをお伺いいたします。精神障がいの方につきましても、精神障がい 1 級についてはタクシー補助 1 万 2 千円ということですけれども、これもぜひ札幌並みに助成を拡大していただきたいということで、見解をお伺いいたします。

それから、障がい福祉費のサポートファイル推進事業、予算書 102 ページですけれども、障がいを持った子どもたちに対しての育成日記みたいな形でのサポートファイル推進、これは今年度から行われて、大変すばらしい事業かなと思いますけれども、2018 年度の配付数がどのくらいで、どのような成果があらわれているのか、お伺いをいたします。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

板垣委員のご質問にお答えいたします。タクシーチケットの助成について、札幌市では 3 万 9 千円助成しておりまして、札幌市並みの増額ができないのかというご質問について

でございますが、障がい者等交通費助成につきましては、重度の障がい者について、生活行動範囲の拡大、社会参加の促進のための外出支援として現行のサービス提供を行っております。財源につきましては、これまで地域福祉基金や一般財源を充てており、札幌市の助成金額については本市より多くなっておりますが、札幌市の助成内容については、全道、全国的に見てもトップクラスであると考えておりまして、現状、増額は難しいものと考えております。利用率につきましては、今現在、対象者の7割程度と把握しております。また、精神障がい者社会復帰訓練等交通費助成事業の拡大についても、同様の回答とさせていただきます。

また、サポートファイル推進事業の実施を今年度からさせていただいて、配付状況につきましてですが、こちら平成31年2月末現在で175冊配付しております。ことしの平成30年10月から配付しておりまして、現状、効果等につきましては、振り返り、利用されている保護者様がお子様の活動について記載等をすることにより、今後、年金の手続ですとかそういった各種手続等の負担が減ってくるものと考えております。以上であります。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは、交通費助成についてまずお伺いをいたしますけれども、実態として7割ということであれば、これを仮に札幌並みに引き上げても、恐らく1千数百万円、2千万円もかからないような実態になると思うんですよね。ぜひ、トップクラスに、トップに追いつき追い越せというような､そういう気概を持ってやっていってもらいたいんですけれども。なぜそのように同じ隣同士でありながら、札幌とこういうようにおよそ3倍も違うのかというようなことが疑問を持たれている、もう少し増額してもらいたいという声も聞いておりますので、ぜひその辺は検討していただきたいと思いますし、精神障がいの方々につきましても、札幌はタクシー3万9千円、そのほかに精神障がい3級の方に対しても1万3千円または乗車券として4万8千円分を助成しているというような状況ですから、ぜひこれを見習って､外出の機会が少しでも多くなるようにしていただきたいわけですけれども、見解をお伺いいたします。

それから、サポートファイルについてですけれども、これは始めたばかりで、なかなか今後についても逐一実態を見ながら改善を進めていただきたい、恐らくそういうように改善を進めていくんでしょうけれども、一つ、双方向の状態にできないかということなんですが、といいますのは、障がい児を持つ親御さんが書くだけということではなくて、実際に施設だとか医療機関に受診したりした場合に、そういう施設あるいは医療機関等での状況がどうだったかというようなことを、施設でいえば保育園なり、あるいはそのほかの施設の担当の方から聞いて、それで書き記していただくというような、そういう形が、学校

であれば学校の先生からも一筆を状況についてもらうというようなことも、今後においてぜひ必要ではないかなというように思います。それから、障がいを持ったお子さんについてはなかなか難しいかもしれませんけれども、生活環境について、子どもの目から見て、あの当時どうだったのかというようなことが、親が病気をしただとか、あるいはちょっと不幸な事故、事件が起きてしまったというようなことについての、子どもとしてそのときどう感じていたのかというようなことも双方向的に書くことができれば、より一層充実してくるのではないかなと思いますけれども、見解をお伺いします。

尾崎委員長

奥山福祉課長。

奥山福祉課長

それでは、私のほうから、交通費助成の関係でございますけれども、障がい児者のサービス提供ということになりますが、支援につきましては、本市において現在約 20 弱ぐらいのさまざまな施策事業を行ってございまして、障がい児者につきましては、種別ですとか程度によってさまざまな支援が必要となり、個々の要望なども多くの場面でお聞きしているところであります。本市では、障がい福祉サービスにおいて、独自に障がい児の通所支援の無料化というのを平成 26 年度から行っておりまして、これは一部、来年の 10 月から国も実施する予定になってございます。あと、先ほどもご質問もありましたけれども、平成 31 年度予算については、FM 型の補聴器の助成というふうな形で、独自にさまざまな施策も行っているところでございます。財源の確保ですとか、サービス提供に係る優先順位というのがございますけれども、今後も障がい児者が住みよいまちになるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上であります。

尾崎委員長

新川障がい福祉担当主査。

新川障がい福祉担当主査

板垣委員の再質問にお答えいたします。サポートファイルの活用方法で、保護者様からの一方通行を記すのではなくて、支援者側のほうも何かしら記入等があるとよろしいのではないかというご質問についてでございますが、平成 31 年北広島市障がい者自立支援協議会のこども支援部会において、幼稚園の先生、保育園の先生、学校の先生、また放課後等デイサービス事業所等を集めまして事業者間交流を行おうと思っております。その際にサポートファイルをグループワークのテーマとして掲げまして、その中で支援者側がどういうふうに活用していったら効果的か等を検証していただいて、さらなる利用の促進を図っていきたいと思っております。また、児童本人が記せる状況にないのかどうかというご質

問についてでありますが、今現在配付した中で、保護者様から、当時を子どもと一緒に振り返りながら記入されているというご意見もございますので、今の現状でも、お子様本人の意見も入っているのかと思っております。以上であります。

尾崎委員長

ほかにございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは2点ほど簡潔にお聞きいたします。生活困窮者自立支援事業で、まず1点、先ほどから何人か質問がありましたが、まず、家計改善と就労準備は何人も質問したので、これは省略いたします。

1点、中学生対象のチャレンジ学習塾についてお聞きいたします。今年度は何人卒業し、また、新年度の受け入れはどの程度の人数を見込んでいるのか、お聞きをまずします。

2点目、ふれあい温泉事業、95ページ、今年度の利用者実数、それから、新年度に向けての予算の計上に当たってはどの程度を見込んで予算計上したのか、まずこの点をお聞きします。

尾崎委員長

前原生活保護担当主査。

前原生活保護担当主査

それでは、学習支援事業についてお答えさせていただきます。今年度の学習支援事業の中学3年生の卒業は12名でございます。新年度の受け入れ人数に関してですが、例年と同程度である45名ほどの登録を予定しております。なお、想定以上の生徒さんが登録となった場合でも、できる限りの対応をしてまいりたいと考えております。以上であります。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

私のほうからは、ふれあい温泉事業につきましてお答えさせていただきます。まず、今年度の1月末現在においての実績でございますが、利用者につきましては3,823人の方に利用券のほうを交付しております。人数につきましては延べ利用者人数が2万1,604人となっております。各施設ごとの利用人数につきましては、竹山高原温泉につきましては延べ1万2,409人、クラッセホテル楓楓につきましては延べ4,871人、森のゆにつきましては延べ4,324人となっております。また、次年度の予算の積算につきましては、65歳以上

の想定する人数に前年度の交付率の実績を乗じまして、延べ3万人の利用者を見込んで積算しているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

では再質問いたします。まず、チャレンジ学習塾に関しては、今、福祉センターを使っておりますが、6月に移転をします、エルフィンビルに。このチャレンジ学習塾も、移転した社協の施設を使って継続して行うのかどうか。

それから、そこにもし移転した場合の広さ等々を含めて、先ほど45名ぐらいまでは可能だという話がありましたが、その施設において、人数の拡大の可能性、いわゆる施設的な広さを含めて可能性はどうなのかというのをお聞きします。

それから、ふれあい温泉事業でありますが、これはほぼ利用者が、この事業に関していくとほぼ横ばいか減少傾向かなというふうになっております。それで、私も一般質問でもこれは何回か取り上げましたが、1つは、65歳以上の高齢者は間違いなく年々増えているんですが、温泉に行く利用者というのは決して伸びてはいないということになります。1つは温泉ということで、この温泉を好むか好まないかということがありますので、高齢者の皆さんが、みんな温泉に行きたいかということがあるので、これに関しては、温泉が好きか嫌いかという判断基準があるんだろうと思っています。ただ、もう一方では、今までも温泉というのが健康に効能が十分あるのか、いろんな議論もなされていましたが、あるところの研究によりますと、一般的に一週間の入浴回数が多い人ほど健康だというデータも発表されております。そういった面からいきますと、このふれあい温泉事業が、さらに利用拡大ということからいくと、現在1人12枚という券でありますが、この券を、1人当たりの枚数を拡大する、もしくは65歳という年齢をもう少し引き下げる、こういったことをして、1つは、温泉に行くという健康のために自助努力するという部分と、またもう1つは、温泉に行くということによっての気分転換にもつながる事業でもありますので、そういう意味で、この制度自体の中身の見直しの時期に来ているのではないかと思うんですが、その点の見解をちょっとお聞きします。

尾崎委員長

前原生活保護担当主査。

前原生活保護担当主査

学習支援事業についての再質問にお答えさせていただきます。移転後の学習支援事業の実施の場所ですが、移転先のエルフィンビル内での実施を予定しております。具体的にど

の部屋を使用するかというところがまだ決まってはいないですけれども、移転により規模が縮小されないように調整しているところであります。また、現状より場所が拡大された場合の受け入れの人数の拡大についてでありますが、支援員の確保も必要となってきまして、一概に何名拡大されるかということはお答えできないですけれども、ご希望に添えるようにできるだけ対応できるよう協議しております。以上であります。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

藤田委員の再質問にお答え申し上げます。ふれあい温泉事業なんですが、交流の促進ですとか、あと閉じこもりの予防という面で効果はあると考えております。ただ、そういった温泉という好みの嗜好性が強いものであるということもありまして、例えば枚数を増やしたからといって利用者数が、利用回数が増えるというのがなかなか考えにくいというようなこともありまして、費用対効果も考えながら、今後も実施できる事業として、現在では現行の回数で行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

ふれあい温泉事業に関しては、今、市の見解もありましたが、1 つはきのうの歳入でもちょっと答弁ありましたが、入湯税が増えている。これは、1 つは宿泊施設に来た方が入浴されるということもあって入湯税が着実に増えております。そういうことからいきますと、このふれあい温泉事業は非常にやっぱり有効な事業であると私も思っておりますので、私はそういう意味では券の枚数の拡大とか、年齢の 65 からさらに引き下げるとか、64 とか 63 とか、そういうことも含めて、もう考える時期に来ているんだろうと私は思っておりますので、この件については市長に再度問いたいので留保したいと思います。以上でございます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

それでは、私のほうで確認をさせていただきます。通告で、橋本委員がミニデイサービス支援事業について通告がございましたが、これは取り下げということでよろしいでしょうか。取り下げということでよろしいですね。

山本委員、生活困窮者自立支援事業について通告ありましたけれども、これも取り下げ

ということでよろしいですね。

以上で保健福祉部所管の民生費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　午前 11 時 18 分

再　開　午前 11 時 19 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に衛生費のうち保健衛生費の保健衛生総務費及び健康推進費の質疑を行います。

永井委員。

永井委員

それでは、まず妊産婦保健推進事業ですが、こちらになるかと思いますが、拡大 2 事業行いますということで民生常任委員会でも詳しい説明はされましたので、別の件でこちらの母子保健として出産、妊娠期から出産後までのケアを行うということで、私たちがずっと求めていました事業にいよいよ取り組んでいただけるということで感謝いたしますが、母子だけではなく父親になるパートナーというか、そのような方への支援などはどのように取り組んでいくのでしょうか。こういうサービス、支援は、全国各地で行われているんですけれども、やはり子育ては母親が主にするという考え方がいまだに日本社会には根づいておりますので、なかなかパートナー、父親の方がかかわることがなかなか機会がなかったりとか､仕事が休めなかったりとかということで難しい状況がまだ続いているのかな、まだあるのかなという感じがしますので、ぜひパートナーへの支援も取り組んでいただきたいと思いますが、そちらについて伺います。

2 点目が夜間急病センターの移転の整備事業についてですが、こちらいよいよ建物もでき上がりまして、6 月には移転することになっているかと思いますけれども、この予算書と附属資料に書かれてあります金額と予算のポイントの資料に書かれてあります金額の整合性が私ちょっと見当たらなくて、予算のポイントに記載されています 1 億 1,295 万円が予算書のどこにもちょっと見つからなかったのですけれども、これはどのようなことになっているのでしょうか、伺います。

もう 1 つが、予算書にはないんですけれども、産科誘致推進事業、こちらの所管かと思うのですが､1 年たったかと思いますけれども､1 年経た中での現状は、誘致実現に向けての現状はどのようになっておりますでしょうか。3 つについて伺います。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、お答え申し上げます。まず、妊産婦保健推進事業の父親に対する支援ということでございますけれども、今回妊産婦保健推進事業で拡大されました産婦健診、産後ケア事業のうち、産後ケア事業というのは、例えば出産後のお母さんの授乳や沐浴、泣きの対応の指導やゆっくりとお母さんが休めるような内容になっております。そういったことが父親への支援にもつながっているものと思いますし、子育て包括支援センターにおきましては、対象が妊娠期から子育て期までの妊産婦及び乳児、幼児とその両親をしっかりと支えていくことになっておりますので、こうした事業を通じて父親への支援も同時に考えているところであり、適切に対応してまいりたいと考えております。

産科誘致につきましては今年度から始まった事業でございますけれども、引き続き、市ホームページや医師会の医師とのつながりからの誘致、また医療コンサルタントなどの協力により取り組みを進めてまいりたいと考えております。先日、医学部を持つ大学のほうへ連絡をとって協力を依頼しましたが、協力は難しいとのお話をいただきました。直接大学へ伺って実情をお聞きしましたところ、大学病院は関係する病院が多数あって、そこに定期的に医師を派遣する必要があることから、大学病院としても医師が足りている状況ではなく、医師の開業を後押しする状況にはないとのことでございました。ですから、ほかのまちも医療機関誘致の協力依頼に対しては全て断っているとのお話を伺ったところでございます。そうした意味でも、産科を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですが、粘り強く誘致活動をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

松原健康推進担当主査。

松原健康推進担当主査

永井委員のご質問にお答えいたします。私のほうからは、夜間急病センター移転整備事業の関係でお答えいたします。予算のポイントに記載の 1 億 1,295 万円の内訳の内容ですが、予算書附属資料 1 ページにある夜間急病センター移転整備事業 237 万 4 千円と附属資料 1 ページの救急医療推進事業 1 億 3,796 万円のうち、夜間急病センターの指定管理料 9,853 万円、あと運営交付金 1 億 72 万 3 千円を足したものであり、移転後の新施設に係る経費の合算となるものであります。以上でございます。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

まず産科誘致ですけれども、全国的にも産科医の確保が難しく、また、産科医になる大

学院生、医学生もなかなかいないということで、厳しい状況かと思うのですけれども、せっかく取り組み始めたことですので、まずはこう、あと 2～3 年とかある程度の期間を様子を見ながら続けていっていただいてもらって、その後どうしても市内への誘致が難しいようであれば妊産婦の札幌などへの病院に通うときの交通費の助成などの拡大などというように、また事業の内容を変えて妊産婦への支援を強めていっていただきたいと思いますので、見解ありましたら伺います。

夜間急病センターのこの 1 億円何がしの内訳ですが、指定管理料と、あと引っ越し料とか移転料も含まれているかと思いますけれども、そちらのこれはそんなにかかるものなのでしょうかというか、いろいろ整備する急病センターの中で医療機器などの整備なども更新したりとかいろいろかかると思いますけれども、この 1 億 1,295 万円のこの根拠というか、ありましたら、健康推進課の担当ではないかもしれませんけれども、もしお答えできるようでしたらお答えいただきたいと思います。

妊産婦の件ですが、父親となる方への、パートナーへの支援も行っていくということで、ぜひこちらは働き方改革とかにもつながっていくかと思うのですけれども、せっかく新しい取り組みとして、専任の保健師さんだとか保育士さんだとか、「あいあい」のスタッフの方たちにも連携をとり合ってやっていくということですので、家庭児童相談員とか母子自立支援員の方たちとも連携をとり合ってやっていくということですので、これは、ぜひ母親とお子さんだけではなくてパートナーへの支援、また、その地域の人たちへの支援ということも総合的に含めた支援を行っていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

尾崎委員長

中屋保健福祉部長。

中屋保健福祉部長

産科の誘致に関係してお答えをさせていただきたいと思います。この案件につきましては、先日の代表質問でもご議論をいただいた内容でございます。大変厳しい状況だというのは踏まえながらも、市民要望が非常に強い案件だということで、総合戦略にも位置づけて取り組みをさせていただいたということで、今年度からスタートしたという事業でございます。それで今そういった誘致を進めながらも、ご質問にありましたように妊産婦の交通費助成と並行した形で事業展開を図っているということです。今回、今年度からスタートした事業ということで、もう少しお時間をいただきながら、市民ニーズといいますか、本当に市内に産科が必要なのか、近隣市の活用で十分ではないのだろうかと、そういった意見も今後十分聞きながら、それなりの時期には判断をしていきたいなというふうに思っております。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それでは、パートナー、地域の活動をしている方への支援ですが、パートナーの支援につきましては、先ほど申しましたとおりしっかりと行ってまいります。地域で活動している子育て支援の団体等につきましては、一緒に連携しながら子育て世代を支えていくのパートナーだと考えておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

夜間急病センターの移転の事業費ですが、移転に係る費用については消耗品ですとか引っ越し費用など 237 万 4 千円となっております。多くは運営交付金であり、運営交付金は、医師の人件費等含まれているため少し高額になっているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

私のほうからは、妊産婦保健推進事業については、今、永井委員からも質問ありましたけれど、ちょっと違う観点から質問したいと思いますけれども、今回、産婦健診、産後ケア事業については拡大されていますけれども、そもそも妊産婦の健康に関する現状といいますか、その課題というものがどこら辺にあるのかというところで、拡大事業との関係でご説明いただければと思います。

それから 2 点目は食育推進事業、予算書で 123 ページですけれども、これは予算が 11 万 4 千円という事業なんですけれども、これで講演会ですとか出前講座、懇談会などを行うということなんですけれども、こういう取り組みで、恐らく食育推進計画でさまざまな事業を取り組んでいると思うのですけれども、効果がどのように出ているのかと、そういう取り組みになっているのかどうかというところをお聞きしたいと思います。それで、第 2 次食育推進計画が平成 29 年から 33 年まで行われているわけですけれども、それの達成状況などを含めて、この事業、食育の推進というものがどの程度効果が出ているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。妊産婦を取り巻く現状、課題ですが、晩婚化で子育て世代の親も高齢化していたり、今まで協力してくれた産婦さんのお父さんお母さんも遠方に暮らしているなど、これまで子育てを支えていた家族の形態が変わっている状況でございます。昔であったら、産後の肥立ちの間は1カ月くらいゆっくりして、その間、実家からお母さんが来て手伝ってくれたりということもあったかと思うのですけれども、そういった家庭も多くなくなってきている現状があります。そういったことを踏まえまして、新年度から産後鬱ですとか産後の体の状態をしっかり診ていく産婦健診であるとか、今までだったらお母さんとかが教えてくれたような授乳ですとか沐浴ですとか泣きの対応ですとかをしっかりとプロである助産師さんなどが教えていただいて、しかも体を休めることもできる産後ケア事業を今回始めたところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

それでは、食育推進事業の効果についてお答え申し上げます。食育にかかわる事業につきましては、全庁的に幅広い課が関係しておりますが、このたび第1次食育推進計画の評価を28年度にしたところでございまして、2次食育推進計画はその後の29年度からの推進ということで現在取り組んでいるところです。まだ計画のほうは1年足らずというところになっているのですが、効果に関しましては1次計画の評価で得られた結果をある程度効果ということで現在見ているところでございまして、その内容に関しましては、家族みんなで食卓を囲むことに関しましては､夕食に関して少し割合が上昇しているところです。規則正しい生活リズムで早寝・早起き・朝ご飯を習慣化しましょうというところの小・中学生の割合が横ばい、緩やかに上昇しています。あと栄養バランスのとれた食事や運動を継続的に実践している割合が少し上昇しているなど評価をしているところでございます。ただ、食育に関する言葉も意味も知っているという関心度合いが少し横ばいだったところもございまして、このたび2次計画の中では、少し食育に関して周知を強めようというところで広報等でもテーマを設定させていただいて周知を図るですとか、今年度は成人式の中でパンフレットをお配りするですとか、そういった取り組みを現在しているところでございます。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

妊産婦の健康に関する課題については説明がありましたけれども、具体的に例えば産後鬱の統計数字で、そういう症状が増えているですとか、そういう何かデータみたいなものがあれば教えていただきたいというのが１つ。

それから、食育推進事業については、全体として指標を見ると上昇しているけれども、食育のこと自体の周知という点では課題があるということで説明がありましたけれども、この食育という言葉については、もっとわかりやすいキャッチフレーズですとか、いろいろ工夫の余地があると思うので、食育というのも、私ども大人だとなかなかわかりやすいと思うのですけれども、そういう周知についてもっと工夫をした取り組みを進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。産後鬱の統計ですが、統計をとっておりませんので、把握していないところですけれども、年間 300 からの出生があって、そのうち大体 100 件ぐらい、何らかの家庭環境であるとか子育ての環境に問題あることから考えると、ある程度の数あると認識をしておりますし、新年度から始めます産婦健診では、今まで潜在化していた、産後鬱の方も、見つけることができるという効果も期待しているところでございます。

あと、食育の周知についてでございますけれども、効果的なキャッチフレーズとかなど検討してまいりたいと思いますし、新年度については今ファイターズとの連携の中で何かできないかを協議している最中でございます。そういったことも踏まえながら周知にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

稲田委員。

稲田委員

3 点お尋ねいたします。まず、1 つ目が予算書の 123 ページ、そして附属資料の 2 ページのフッ素洗口推進事業についてお尋ねします。225 万 2 千円とありますけれども、このフッ素洗口について、問題は洗口されたことによって問題が起きたか起きなかったか、あったかどうかということと、それから、市立保育園対象とされていますけれども、その理由と、それから、そのうち小学校で洗口されるそうですが、4～5 歳児、市立保育園に行かな

かった 4～5 歳児の皆さんの洗口というのはどのようになっているのか、お伺いします。

2 番目が健康づくり啓発事業、予算書 119 ページ、附属資料は 1 ページです。こちらでまず健康づくり推進員についてお伺いします。健康づくり推進員の活動支援するとありますけれども、昨年度の、30 年度、支援の何か活動があったかどうか、そしてその支援はどういうものであったか、それから、健康づくり推進員の皆さんからのこの制度に対する意見というのはあったか、そしてそれに対してどのように反映されたかということと、それから、健康のための啓発事業ですけれども、鬱病や自殺予防についての知識啓発でこころの健康講座とありますけれども、昨年は受動喫煙防止策の講演会を開いていただきまして、市民の皆さんからもとても反響があったと思いますけれども、ことしはそういったもの、受動喫煙防止についての何か講演会なり啓発を準備しているか。そして、次の生活習慣病予防事業は、これはこちらも健康づくり啓発事業と受動喫煙防止策に絡んできますので、1 つでお尋ねします。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

それでは、フッ化物洗口につきまして、まず 1 点目の事故があったかどうかという点につきましては、事故がある場合、保育園や小学校から報告をいただくという流れになっておりますが、現在のところ、事故の発生についてはご報告をいただいておりません。調査の中でも学校や保育園からは多少飲み込んだというような事例はあると伺ってはおりますが、大きな事故につながっているというようなご報告は受けていないところでございます。

それから 2 点目の 4～5 歳児に関するフッ化物洗口に関してなのですが、現在市立保育園でフッ化物洗口に取り組む際には決まりや制限などをしっかりご理解いただいた上で実施施設の中でやっていくということで調整をさせていただいております。その中で少なからずもスタッフの業務も増えるという実態もございますので、導入に当たりましては理解や協力の得やすい市立保育園での 4～5 歳児の実施となったところでございます。そのような状況を踏まえて、私立幼稚園でもやっているところもございますけれども、私立幼稚園では市外からの通園も多いという実態もありますことから、他市の状況なども調査研究しながら、今後どのようにしていったらいいのか検討してまいりたいと思います。

続いて、健康づくり推進員の活動に関してですが、年度当初に健康づくり推進員の集まる会議を開いておりまして、その年度の目標とする活動をどこに置くかなどについて推進委員さんの意見を聞いて話し合いを進めております。その中で、例年ご協力はいただいているのですが、健康情報展のスタッフとしてご活躍いただいていたり、ウォーキング大会を開いて市民の皆さんと一緒に歩いたりというような活動をしております。また、個々の健康づくり推進員さんが自身の健康づくりのいろいろな研修を受ける中で実践していただ

いて、周りのご家族ですとかお知り合いですとかそういった方にも市の事業を広めながら、地域に波及していくような活動をしていただいているところでございます。

次に、3 点目の健康づくり啓発事業での受動喫煙の防止についてですが、健康づくり啓発事業の中では講演会や健康情報展などで健康情報を知識啓発しているところなんですけれども、新年度については講演会 2 回やるんですが、テーマなどはまだ決めておりませんので、どのようなテーマがいいか検討してまいりたいと思います。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

フッ素洗口については、これは例えば歯医者さんに行ってこれを受ける場合は幾らぐらい費用はかかるのか。

それから続いては、先ほどの受動喫煙防止策ですけれども、喫煙率の低い自治体を調べてみましたら、単に黙っていて喫煙率が下がっているわけではなくて、かなり行政の努力、啓発の努力が論拠されているんですね。それで最近、北広島市でもよく見かけるのは、本当に、男性、お父さんたちが肩身を狭そうに外でたばこを吸っていらっしゃる姿をお見かけするんですけれども、受動喫煙防止に対しての認識がすごく皆さん進んでこられたのだとうれしく思いますが、一方、幼稚園の先生から先日聞きましたところ、園児が着てくる衣類がたばこ臭くて本当に大変だというお話を聞きまして、これは幼稚園だとか小学校だとか、案外若いお父さんかお母さんかはわかりませんけれども、一緒に暮らしていらっしゃる方の受動喫煙防止の認識が低いのではないかと思いまして、そういう学校だとか幼稚園に対しての受動喫煙防止策の働きかけというのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

1 点目のフッ化物洗口についてお答え申し上げます。歯医者でのフッ化物洗口の診療代なんですけれども、自由診療の部分と、あと虫歯などでかかった場合は保険がかかったりというところもございまして、ケースバイケースでございます。ただ、フッ素塗布に関して申し上げますと、現在、市の集団の中では 500 円をいただいているので、大体そのぐらいの値段がかかる場合が多いかと思っております。現状をすべて確認してはいないところでございます。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。受動喫煙の関係についてでございますけれども、受動喫煙の防止が非常に重要であるということは認識しているところでございます。厚生労働省は望まない受動喫煙をなくすために健康増進法の一部を改正し、国や地方公共団体の責務として受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めると今回改められました。周知啓発活動の実施など、今後、国からも啓発物品の提供等もこれからどんどんあると思います。そういったものも活用しながら周知啓発活動に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

この問題は留保させていただきます。

尾崎委員長

留保ですね。

稲田委員

はい。

尾崎委員長

どの項目ですか。留保するのは。フッ素。

稲田委員

健康づくり啓発事業です。

尾崎委員長

健康づくり啓発事業の部分での今の質疑に対して留保するということでいいですね。

稲田委員

はい。

尾崎委員長

1とか3じゃないですね。1番目とか3番目じゃなくて、その項目だけですね。はい。

それで終わりですね。ほかにございませんか。

田辺委員。

田辺委員

それでは、予算書の119ページで、今の生活習慣病の予防事業についてなんですけれども、こちら、説明書のほうを見ましたら、精密検査の未受診者の対応についてまずお伺いしたいんですけれども、こちらはがん検診ですとか結核検診を受けて、要検査という精密検査をしてくださいと言われた方たちに対して、ちゃんと精密検査をしたのかなという、してください、したのかな、してくださいというような勧奨なので、それを勧めるということなのか、それはどのような手法で行われているのかをお伺いします。

それから、あと生活習慣病でも、こちらでも特定健診とかなのかな、数値に異常が見られた方へ生活改善ということで生活習慣病予防教室というのにお誘いしていることになっているかと思うんですけれども、こちら対象者というのは、ここ数年の経過として増えているのか、その辺をお伺いします。

それから、123ページのピロリ菌対策事業なんですけれども、これもまだ始まったばかりの事業ですけれども、今年度、中学3年生が対象ということになっていますけれども、こちらは対象者は全員が受けたのか、陽性と判断された方はどのぐらい、何件ぐらいあって、これは当初予想されていて、全体的に何％というか、予想されていたと思うんですけれども、その数との乖離はなかったのか、お伺いします。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

それでは1点目のがん検診の2次検査の未受診者対策についてお答え申し上げます。がん検診を受診されまして、要精密検査となった方に関しましては、精密検査の結果が出て約3カ月ぐらい経過しても市のほうに結果が届かないという場合がございまして、そういった場合は、結果が不明な方に対しまして、電話ですとかお手紙の中で、受けましたかというようなお声かけをさせていただいて、また、電話では、受けた場合はどのような結果でしたかということを確認しているところでございます。

2点目の生活習慣病予防教室の動向ですけれども、現在、生活習慣病予防教室に関しましてはLDLコレステロールが高値になった方に関しまして、広報などで募集をかけたり、特定健診の中でもご案内をしたりしているところでございます。参加者数に関しましては、28年度が18人、29年度が44人、30年度は、まだ全部集計が終わってはいないですけれ

ども、大体 29 年度と同じような数字と見込んでいるところでございます。傾向としましては対象者が増えてきていると考えているところでございます。以上です。

尾崎委員長

松原健康推進担当主査。

松原健康推進担当主査

委員の質問にお答えいたします。私のほうからはピロリ菌対策事業についてお答えいたします。平成 30 年度からピロリ菌対策事業がスタートしておりまして、平成 30 年度の受診者数は 493 名、その中で 1 次健診の陽性者は 34 名でございます。陽性率としては 6.9%。その中で 2 次検査の受診者は 12 月末時点で 25 名、そのうち 7 名の方が陽性となっております。想定していた数字との乖離ということですが、他市町村の動向を見ましても同じような陽性率となっておりますから、この程度の数字ということで当市のほうも把握しております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、今のピロリ菌なんですけれども、7 名の方が最終的に陽性になったということなんですけれども、これは陽性と判定された場合は、その後ですね、どのような経過をたどるのか。治療といいますか、服薬という形なのかなと思うんですけれども、そちらはどういうふうになっていくのか、保護者の方と情報提供といいましょうか、こうしたほうがいいですよみたいなそういうことが行われているのか、その辺をお伺いします。

それから、生活習慣病に関してなんですけれども、これをちょっと質問したのは、札幌市のちょっと知り合いが、受けましたかと、受けていませんけれどもどうしましたかというような電話が来たときに、病院をどこにしていいかもわからなくて、ちょっと行きそびれているんですという答えをしたときに、ああ、そうですかと電話が切れたそうなんです。そういうのがあったので、何というのですか、そういう、多分どこの病院に行ったらいいかとかいろいろ、痛いとかいろいろ不安があると思うんですよね、そういう結果が来たときに。なので、そういう相談というんでしょうか、市内に例えばこういう病院がありますとか、そういう相談にも当市では乗っていただけるのかなということをちょっとお聞きしました。そして、その後の確認というのも行っているのかどうかをお伺いします。

尾崎委員長

松原健康推進担当主査。

松原健康推進担当主査

ピロリ菌対策事業の関係でお答えいたします。ピロリ菌検査後につきましては、陰性、陽性にかかわらず受診者の保護者宛てに個別に通知しております。陽性の方には除菌治療の効果、副反応などの情報とともに除菌治療のできる市内医療機関名簿を一緒に同封して送付しております。以上でございます。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

2点目の質問にお答え申し上げます。当市のほうの精密検査でのお電話が通じた場合は、できるだけ相談に応じるようなお答えをしようと努力しているところでございます。ここの病院にということはお伝えできないところもありますので、どういった診療科やどんな検査をすべきか、そういったところはご質問などのお話を伺いながら対応するよう努力をしているところでございます。また、精密検査の結果をどこまで追うかというところですけれども、精密検査で3カ月後の経過がわからないという段階でのお声かけで現在は終えているところになってございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

当市ではそういう電話はないというふうに思っていましたので、やはり精密検査という結果が出ると大体みんな不安な思いになると思いますので、そこは丁寧にぜひ相談に乗っていただきたいと思います。

ピロリ菌のほうなんですけれども、7名の陽性反応が出た方は治療についても説明されているということなんですけれど、こちら治療に関して保険が適用されるのか、この料金というのはどのぐらいかかるものなのかということと、副反応についてもきちっと説明をされているということだったんですけれども、最終的にこの陽性となった方が治療して、要するに菌がなくなるというところまで追っているのかどうかもお伺いします。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。まず治療費についてでございますけれども、保険治療す

るためには、カメラを飲むことが必要でございます。この年代の子がピロリ菌に感染していても胃がんになっている確率はほとんどないということですので、胃の調子が悪いとかでカメラを飲めば対象になるのかもしれませんけれども、大概はそのまま保険診療外の治療で除菌治療するものと考えております。保険治療外、自由診療ですので、治療費についてはそれぞれでございますけれども、おおむね1万円前後ではないかと把握しているところでございます。最終的に、この後追っていくのかにつきましては、今回の事業は、検査までして、ピロリ菌がいるかいないかということを確定して、あとはご自身や、ご両親が、しっかり治療の効果、副反応等を全部判断した上で治療をしていただくということになっておりますので、その後結果を追うということはしていないところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。時間がちょうど12時になりましたので、ここで一旦中断しまして、午後1時から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休　憩　午後0時00分

再　開　午後1時00分

尾崎委員長

それでは、午前中に引き続き、休憩を解きまして民生費の質疑を続行いたしたいと思います。

質問をお受けします。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは3点についてお伺いします。まず、妊産婦保健推進事業です。予算書121ページ、附属資料2ページです。通告には産後ケアに関する予算の内訳と提出いたしましたが、代表質問や民生常任委員会で詳しいことはお伺いできたので、こちらについてのお答えはいいです。新たにお聞きしたいこととして、これは新しく取り組む事業ということで、出産前後のケアということを午前中にもお話を伺いましたが、こういう子どもを授かって産んで、生まれた後のケアというところですね。なかなかやっぱりお金を、私自身も里帰りして家族の支援を受けた経験があるのですけれども、それは一般的な家族のサポートとして、外にお願いをして、お金をかけて人に頼るということですね。やはりまだ社会通念的に、まだまだ頼むお母さんやお父さん自身も罪悪感、子どもに対する罪悪感があったり、また、そういうところの理解が届かなくて自分のときは何とか頑張ってやったものだという、こういう認識がまだまだ多いと思うのです。そういう視点で新しい出産前後の

ケアの事業ですね。理解を広めて、広まるように、イメージが伝わりやすいように情報発信が大事かなと思います。これについての情報発信についてどのようなことを予定しているのか、お伺いします。

フッ化物洗口推進事業についてです。これが前年度予算から数字が減額になっていますが、これについての理由をお伺いします。

次に、子育て世代包括支援センター事業については、質疑の項目の主な内訳と委託内容と入れたんですけれども、これについてもこれまでの質疑の中で確認できたので、こちらは省きます。この子育て世代包括支援センター事業、きたひろすくすくネットという愛称がついたんですけれども、昨年、私ども視察に広島県三次市に行ったときに、この子育て世代包括支援、たしかネウボラみよしという事業名だったのですが、大きな冊子が一つにまとまっていたものがあったのですけれども、このセンター事業についてもそのようなガイドブックみたいなものがつくられるのか。また、管轄は子育て支援部のほうになる子育てガイド、そちらとの、そちらのほうに網羅されるようなつくりになったりするのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。産前産後の事業に関する周知の関係についてでございますけれども、現在、広報で特集号記事の枠はとっており、内容についてはこれから検討してまいりたいと思いますけれども、広く皆さんに知っていただけるような周知をしていきたいと思います。子育て関係団体ともこれから連携を図っていく中で、広くこういった事業があるということ、必要な事業であるということをお伝えしてまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

2 点目のフッ化物洗口の予算についてお答え申し上げます。31 年度の予算に関しましては、小学校の洗口液を調製する委託料と運搬にかかわる委託料が、ここ 2～3 年の傾向を見込んで減額となってございます。

3 つ目の子育て世代包括支援センターのガイドブックに関してですけれども、センター事業の開始とともに、冊子となるか、これからの検討ですが、印刷物を作成しまして周知に努めたいと思っておりますのと、子育てガイドのほうにも 1 項目設けて、掲載すること

も考えていきたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、簡潔に 6 点ほどお聞きいたします。健康づくり推進啓発事業、119 ページ、健康づくり推進は、先ほど稲田議員からも質問ありました。私がちょっと聞きたいのは、今年度までの人数、それから新年度に向けて増やす予定があるのかどうか、まず確認の意味でお聞きします。

次に、119 ページになりますが、夜間急病センターで 1 点確認したいのは、非常用電源装置を最初から入れるということで、昨年 9 月の災害もありましたけれども、夜間急病センターの非常電源というのは何日ぐらいもつような設備になっているのか、解説をお願いします。

3 点目、がん検診推進事業、121 ページ。それで土曜、日曜のがん検診の状況について聞きます。まず、今年度の状況と新年度の受診率の向上の取り組みについてはどう取り組もうとしているのか、お聞きします。

それから、予防接種で 2 点。121 ページ、1 点目は肺炎球菌です。5 歳児のみの肺炎球菌の予防接種が一応予定では一段落したとなっていますが、国としては未受診の人含めてさらなる対策をと動きがあるようですが、本市としては、今後、これをどのような影響を受けて、どう取り組むのか、お聞きします。あわせて風疹対策。先日の民生常任委員会でも説明がありましたが、39 歳から 56 歳までの男性の風疹対策をどのように進めていくのか。先日の説明では、対象者にクーポン券を含めてのお知らせを送るという説明がありましたが、そういったお知らせだけで周知が十分行き届くのか、それともさらなる PR というのを今後考えていくのかも含めてお聞きします。

最後に、ピロリ菌対策。123 ページ、先ほど田辺委員からも質問ありましたので私は 1 点だけ。昨年はちょうど年度途中からこういうスタートというような形になって、周知が十分でなかったような感じも受けております。今年度に当たっては、この中 3 の生徒及び保護者への PR をしっかりしていただきたいと思うのですけれども、それに対してどう取り組むのか。それともう 1 つは、私立の中学校に行っていますと、公立中学校の生徒の健康診断と別になりますので、こういう私立の中学校に行っている家庭に対してどう周知徹底するのか、その点ちょっとお聞きします。

尾崎委員長

野切保健指導担当主査。

野切保健指導担当主査

それでは1点目のほうを答え申し上げます。健康づくり推進員の人数なんですけれども、平成30年12月現在68人となってございまして、少しずつ増えている状況です。例年、養成講座を開催しておりますので、今後も養成講座を開きまして人数を増やす予定でおります。以上です。

尾崎委員長

松原健康推進担当主査。

松原健康推進担当主査

ただいまの委員の質問にお答えします。2 点目、夜間急病センターの非常用電源の関係です。平成31年6月に移転します夜間急病センターの非常用発電機は、夜間急病センターの電気容量を最大使って8時間使用できるものであります。通常の使用ならばその数倍は使用可能であることから、数日間の運営は可能なものと思っております。また、燃料は比較的入手しやすい軽油でありまして、燃料を追加すれば継続的に運転可能となっております。

続きまして、土曜日、日曜日のがん検診の状況と新年度の受診率の取り組みということで、土日のがん検診の状況につきましては、送迎バス検診、市内の各会館で実施する集団検診があります。平成30年度は土日が6日間設定しておりまして、延べ362名が受診されました。そのほかに日曜日の乳がん検診につきましては、平成29年度より市内医療機関で実施しておりまして、平成30年度につきましては、6月から2月まで9日間実施いたしまして、延べ33名が受診されました。受診率向上の取り組みにつきましては、前年度と同様に引き続き土日検診を実施するとともに、市広報、ホームページ、町内会回覧版で受診勧奨を行うほか、特定健診受診券送付時にがん検診のチラシをあわせて送付いたします。さらに協会けんぽの協力によって、協会けんぽ被扶養者の方へチラシを送付しております。

続きまして、肺炎球菌の関係です。肺炎球菌感染症の定期予防接種につきましては、平成26年10月より原則65歳の者を対象として実施されているところですが、平成26年時点で既に65歳を超えていた方たちも予防接種が受けられますように、平成30年度までの5年間、経過措置として65歳から100歳までの方に対して毎年5歳刻みの方に対し、肺炎球菌感染症に係る定期接種の対象としてまいりました。平成31年1月11日付の厚生労働省より事務連絡がありまして、平成31年度から平成35年までの5年間、引き続き65歳から 100 歳までの方に対して肺炎球菌感染症に係る定期接種の対象とすることとされました。

続きまして、風疹対策の関係です。風疹対策の対象者には今回無料クーポン券を個別に送付いたしまして、医療機関、検診機関にて風疹抗体検査を実施し、風疹抗体がない場合予防接種を受けていただくということになります。

続きまして、ピロリ菌の対策事業につきましては、周知方法としまして市広報、市ホームページのほか、市内の公立中学校に在学している方に関しては、学校を通じて生徒と保護者宛てに個別通知をしております。そのほかの中学校の方に関しては、郵送で個別に通知をしております。以上でございます。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

風疹について、追加で説明をさせていただきます。この風疹の対策ですけれども、2 月の中旬、下旬ぐらいでしたか、国のほうから具体的な説明があったところですが、その中で個別通知を送る際にこの事業の案内のひな形を送られてくることになっておりますので事業概要もクーポン券送付時にはご案内を差し上げたいと考えております。また、4 月の広報でもお知らせしたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問、何点かさせていただきます。まず健康づくり推進員ですが、今、答弁では 68 名ということで、受講講座も増やしていくということで、市としては最終的にこの事業を進める上において目標として何人ぐらいまでを養成したいのか。それから、この健康づくり推進員の方は、いわゆる活動に当たって報酬というものが出ているのかいないのか、そこをちょっとお聞きします。

それから、土日のがん検診なんですが、この土日、働いている方は利用しやすい制度だと思うんですが、この受診した人数が全体の受診者数の増につながっているのかどうか、その辺の分析はどうなのか、お聞きをします。

それから肺炎球菌ですが、31 年も 5 年間延ばすということで、この 5 年間で受診できなかった方の救済もあるとは思うんですけど、そういう意味では、前回同様の PR ではですね、時間があったら見たい形で、また受診漏れという可能性もあるんですが、この追加の 5 年間どうしっかり PR、周知していこうと思っているのか、お聞きしたいと思います。

それから風疹に関してですが、これは新聞によりますと職場等の健康診断の中で抗体の検査もできるということで、今、大体予想としては、この 39 歳から 56 歳という人が検査するとほとんど風疹の抗体がない、大多数の人が予防接種を受けなければならないという見通しなのかどうか、それともう 1 つは、我が市役所において、この 39 歳から 56 歳の男性職員というのは今何人いるのか、お聞きしたいと思います。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

まず、健康づくり推進員の関係でございますけれども、健康づくり推進員につきましては、みずからも健康になっていただいて、それを地域の周りの方にも波及していただくという効果もありますので、できるだけ増えていってほしいとは考えております。受け入れ体制の問題もありますが、今のところ、人数の上限については設定はされていないところでございます。報酬につきましては、ボランティアとなっております。

次に土日のがん検診の受診者が全体に対してどのような影響を与えているかということですけれども、ここ数年、がん検診の受診者は横ばいの状況でございます。ただ、ある一定人数、土日のがん検診の受診者がおりますので、全体の受診者数の維持に寄与されていると考えているところです。

5歳刻みの肺炎球菌のPRについてでございますけれども、対象となる方に、全員に対してご案内の文書を個別に郵送しているところでございます。それに加えて広報等でもお知らせしているところですけれども、例えば、その個別通知の文面を工夫できないかなどについては検討してまいりたいと考えております。

あと風疹の関係ですけれども、39歳から56歳の対象となる方の抗体は、ほかの世代に比べて少ないのですけれども、約8割方の方は抗体を持っていますので、まず抗体検査をして、抗体のない方について予防接種をするという形になっております。以上であります。

尾崎委員長

松原健康推進担当主査。

松原健康推進担当主査

風疹の関係で市職員の今回の年齢に対する人数についてですが、市職員の正職員の男性で昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は、全体で正職員142名でございます。以上でございます。

尾崎委員長

以上で保健福祉部所管の衛生費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後1時20分

再　開　　午後1時21分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

一般会計予算の審査を一旦中断し、国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

では伺います。特定健診・特定保健指導事業についてなんですけれども、予算書の 23 ページです。特定健診は受診率の目標を定めていろいろな取り組みがなされていると思うのですけれども、現在の目標には、ただもう少し届いてないのかと思うのですけれども、向上の取り組みについてお伺いします。

尾崎委員長

影久特定健診・介護予防担当主査。

影久特定健診・介護予防担当主査

特定健診の受診率向上の取り組みにつきましては、継続受診を促すための文書で受診勧奨したりですとか、電話勧奨などで受診を勧奨しているところでございます。31 年度につきましては、新たな方法で受診勧奨を考えておりまして、人工知能を用いて対象者を分析し、特性に応じた受診勧奨通知や電話勧奨を行うといった方法を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

AI を活用してということなんですね。勧奨なんですけれども、恐らく、そういう AI を使うとより効果的になるかと思うのですけれども、例えば私の例を申しますと、私は自分の誕生日をめどに大体受けているのですよね。なので、年を越して 1 月、2 月が大体受診になっているのですけど、結構早いうちに、例えば 2 月に受けたら、もう何か 5 月、6 月ぐらいにもう受けましたかみたいなのが来るので、もう少し効果的に、やっぱり 1 年たってやっぱり受けますよね、みんな。なので、そういうところを工夫していかれたらいいなというのと、それから市独自のオプションメニューみたいなもの、これは例えば眼底検査とかが独自ですみたいなことを検査に行くと言われるのですけれども、例えばですけれども、物忘れ健診などですね、多くの人が不安に思う、認知症になったら不安だと思っているような、そういうところの健診などをセットにすると、何かもっとこう受診率が上がるのではないかなと思うのですけれども、物忘れ健診を初め何かこう独自のオプションメニ

ューというんでしょうか、たとえ有料であったとしても何かこう受けてみたいなというようなメニューがあると受診率が高まるのではないかと思うのですけれども、見解はいかがでしょうか。

尾崎委員長

影久特定健診・介護予防担当主査。

影久特定健診・介護予防担当主査

ご質問にお答えいたします。確かに2月に毎年受けるという方も多く、早いうちに受診勧奨をすると、これから受けるという方がたくさんいらっしゃるのは事実ですので、そのあたりは確認して、受診勧奨を進めてまいりたいと思っております。市の健診のオプションにつきましては、特定健診は全国一律の標準化された内容で実施することになっておりまして、当市は市内の18医療機関と札幌の4つの健診機関に委託して実施しております。特定健診とそのオプションのものを追加するとなりますと、全ての健診機関での実施体制の整備などが必要となりますので、実施はちょっと難しいとは思うのですが、効果的なものは今後も研究してまいりたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

国民健康保険の予算書5ページなんですけれども、これについては今回保険税が増額されるということで、代表質問でも板垣議員が質問しましたし、民生常任委員会でも私のほうから質問させていただきましたけれども、再度これについて質問させていただきたいと思います。まず、国民健康保険の保険者の実態はどうなのかということで、保険者数の推移とか今後の見込み、その要因について、また、所得構成等の特徴と今後の見込みについて質問いたします。

2つ目は、今回の国民健康保険税の増加の案が出ておりますけれども、この市民負担の軽減についてです。これも何度も質問させていただいておりますけれども、国民健康保険の保険税が非常に高くなってきているという状況の中で、軽減対策を何とか行うべきだというふうに思っております。先般の代表質問の中で、板垣議員の質問に対して市長のほうで、子どもの均等割の減免を行うべきではないかという質問に対して、検討していきたいというふうにお答えになっているわけですけれども、この子どもの均等割への減免についての考えについて再度質問させていただきたいと思います。

尾崎委員長

立野国保賦課担当主査。

立野国保賦課担当主査

山本委員のご質問のうち、保険者の実態についてお答えいたします。まず被保険者についてですが、直近の平成31年2月末現在で加入者数は1万2,546名となっております。推移といたしましては、平成25年度、年度平均で1万5,167名ですが、その後、毎年3%から5%ずつ減少しておりまして、平成29年度の平均被保険者数は1万3,261名となって減少傾向にございます。被保険者数の減少の要因としましては、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療へ移行する方が多いことなどが主なものと考えられます。所得の構成割合についてですが、当市の所得階層ごとの構成割合につきましては、平成29年度の数値ですが、所得のない世帯が34%、33万円以下の世帯が8%、33万円を超えて100万円以下の世帯が20%となっており、3つの区分を合わせた所得100万円以下の世帯が全体の62%となっております。また100万円から200万円の世帯が24%、200万円を超える世帯が14%という構成となっております。所得構成割合の推移ですが、平成25年度から29年度の5年間の推移を見ますと、100万円以下の世帯は57%から62%へと5ポイント増加しており、所得の少ない世帯の割合が高くなっております。この傾向は今後も続くのではないかと思われます。

尾崎委員長

中屋保健福祉部長。

中屋保健福祉部長

ご答弁申し上げます。先日、代表質問で子どもの均等割の減免ということに関しまして、子ども医療費の助成を中学生までやっているので、検討はさせていただくというのが市長の答弁でございました。これは子ども医療費の助成も含めて、子育て支援の政策全体の中で検討していくという内容の答弁でございます。この子どもの均等割の減免という部分でございますけれども、国保税につきましては、今、北海道全体で加入者負担の公平化を進め、保険料水準の統一を図っていくということとしているところです。また、保険税の減免におきましても、北海道の運営方針に沿って標準化を進めているというところでございます。子ども均等割の減免につきましては、各市町村が独自に実施するものではなく、国の国保制度の中で実施されるべきものだというふうに考えておりまして、全国市長会におきましても子育て世帯の負担の軽減を図るため、子どもにかかわる均等割を軽減する支援制度の創設を要望しているという状況でございます。以上です。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず被保険者の実態なんですけれども、やはり所得の低い方がどんどん構成員の中で増えてきていると。特にこれについてはパート労働者が今後、協会けんぽのほうに移行していく、社会保険の方に移行していくということもあって、今後さらに減っていくというふうに考えられます。所得階層についても非常に62%、その100万円以下の方がもう6割以上というような状況の中で、これも今まで何度も申していますけれども、他の保険では、子どもの均等割という人頭割の保険の仕組みというのはないわけですよね。そういう意味で非常に不均衡な仕組みになっているので、そこに着目して、その軽減対策をとるべきだというのが私の主張なのですけれども、今、部長のほうからの説明では、子ども医療費との総合的な対応の中で考えるので、この均等割については考えていないと、検討だということで言われましたけれども、これも代表質問のときに板垣議員のほうからも指摘しておりましたけれども、子ども医療費についても、地方自治体が先頭を切って行うことによって国の制度が変わってきているというのがあるんですよね。ですから、そういう意味で、この均等割の不公平な保険制度についても、まず自治体が率先してやることによって、国の政策を誘導していくという効果もあると思うので、これをぜひやっていただきたいというふうに思っております。そういう意味で、これについては改めて市長の考えをお聞かせていただきたいと思いますので、留保して、総括質疑に行いたいと思います。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは2点、簡潔にお聞きします。まず、これはページ数はありませんが、昨年も聞きましたジェネリック薬品の利用促進のPRはされてきたと思うのですが、その効果、それからまた新年度に向けてどのように進めるのか、個々の保険証を送られてきますと、ジェネリック薬を希望しますとシールが同封されて、意識のある方は使っていると思うのですけれども、そういうことも含めてどう取り組むのか、まずお聞きしたいと思います。

2点目、23ページ、特定健康診査それから特定保健指導事業、先ほど田辺委員からもちょっと質問出ましたが、まず特定健診の実施計画の中でAIの取り組みをしますというような説明がありました。私も今初めて聞いたので、どういう手法でどのように取り組むのか、解説をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、データヘルス計画もあわせてやってきたわけですけれども、その効果、まず今年度はどのようにあったのか。また新年度に向けて、データヘルス及び特定健診の

目標人数及び重症化予防の対策、特にデータヘルスは人工透析を防ぐということで、市の取り組みが少しずつ形になってあらわれていると思うのですが、今後どのような方向でどこまで持っていこうとしているのか、解説をお願いします。

尾崎委員長

三澤国保給付・年金担当主査。

三澤国保給付・年金担当主査

私のほうからジェネリック薬品のPR方法とその効果､今後の取り組みについてお答え申し上げます。PRにつきましては、薬剤に係る給付が年々増加していることから、ジェネリック薬品が安全であること、低価格であることを知ってもらうために先発薬品からジェネリックに切りかえた場合の自己負担金の差額を記載した利用促進のお知らせ文書を削減効果の多い方から順に抽出し、年4回、500名、延べ2千人の方へお送りいたしております。その結果、29年度の実績ではありますが、使用割合が北広島で71.7%、30年度につきましては72.6%を見込んでおります。対前年比で0.9%上昇した状況にあります。今後の取り組みでありますが、昨年度と通知文書の内容は同じではありますが、ただ、対象者は効果額が多い方ということで、切りかえていない方に新たにお送りするということで、通知文書については継続してまいりたいと考えております。また市のホームページですとか国保の情報誌、国保だよりにて医療促進の周知を継続するほか、7月の保険証の更新時にジェネリック薬品の希望シールを同封していますので、保険証に張っていただいたりですとかお薬手帳に張っていただいて、利用の希望の意思を伝えるなどをして、全世帯に毎年配布することについては継続して、今後の取り組みとして、さらに促進、PRをしてまいりたいと思っています。以上です。

尾崎委員長

影久特定健診・介護予防担当主査。

影久特定健診・介護予防担当主査

私のほうから、人工知能を使った対象、受診勧奨についてお話ししたいと思います。AIを用いまして、過去の受診歴や質問表などから受診確率を見て、優先順位をつけて勧奨をします。また健診を受けない理由を、例えば健診を受けると悪いものが見つかるから怖いというふうに思っているタイプなのか、あるいは健診を受けるのが面倒と思っているタイプなのかなど、その方の特性を分けて、その方に応じた内容の入った文書を送付して勧奨を行うというような形で考えております。

続きまして､データヘルス計画の効果と新年度の目標については､特定健診の受診率は､平成29年度の確定値が37.4%となりまして､昨年度より1.1%減少しましたが､特定保健

指導実施率は79.9%と前年度より20.4%増加いたしました。重症化予防対策では、脳血管疾患は減少して、また、人工透析の患者数は、国保加入者では横ばいですが、後期高齢者医療加入者の中では減少しておりますので、国保加入期間における予防の効果があらわれているものと考えております。新年度は特定健診受診率45%を目指しまして、先ほどお話ししましたAIを使った新たな受診勧奨を実施したいと考えております。また、糖尿病性腎症重症化予防事業では、糖尿病が強く疑われる方で医療機関を受診していない方、約80名いると見込んでいますが、その方に対して受診勧奨を行うほか、過去5年間の健診結果から糖尿病管理台帳というものを作成しまして、治療の中断を防ぐための保健指導を実施してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。では、ジェネリック薬品のことでちょっと確認しますが、国保加入者でこのジェネリック薬品の利用者が70%を超えているという数値になっていますが、実際、医療費としてこれがどのような影響が出ているのか、いわゆる医療費の削減効果に数字としてあらわれているのかいないのか、そこをちょっと解説をお願いします。

それから、データヘルスのほうで、今、糖尿病の対策で人工透析に至らないようにという取り組みで、一応予備軍といいますか、そういうちょっと心配な方が88名いるということですけれども、この方々の指導において、今の現行の市職員の体制で十分対応できる状態なのかどうか、ちょっとお聞きします。

尾崎委員長

三澤国保給付・年金担当主査。

三澤国保給付・年金担当主査

ジェネリック薬品の削減効果についてお答え申し上げます。29年度の実績となりますが、促進通知を行った結果、医療費411万7,887円、1年間で削減されております。以上です。

尾崎委員長

尾崎健康推進課長。

尾崎健康推進課長

それではお答え申し上げます。この80名の方に対しての指導ですけれども、現在9名健

康推進課に保健師、栄養士おりまして、こちらでしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

尾崎委員長

以上で国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後 1 時 41 分

再　開　　午後 1 時 42 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

後期高齢者医療特別会計予算への通告はございません。後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後 1 時 42 分

再　開　　午後 1 時 43 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に介護保険特別会計予算の質疑を行います。

木村委員。

木村委員

それでは、1 点お伺いします。75 ページで、附属資料 11 ページです。今回、認知症支え合い事業の中で新しく取り組まれるということで、認知症の方が起こした事故等による損害賠償に備え、市が損害賠償責任保険に加入するということでありますけれども、これまで当市において認知症の方が起こした事故があるのか、また、今回どのような事故を想定しているのか、お伺いします。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

木村委員の質問にお答えいたします。ここ数年の認知症の方が起こした事故につきましては承知はしておりませんが、事故の想定といたしまして、認知症の方が日常生活における偶然の事故、例えば相手にけがを負わせてしまったりですとか物を壊してしまったり、あとは鉄道事故などによってご家族の方が損害賠償責任を負った場合などを想定しております。以上でございます。

尾崎委員長

木村委員。

木村委員

わかりました。鉄道の事故になるとかなりの金額だとは思うのですけれども、この保険料が幾らぐらいなのか、また補償料というのですか、最大幾らを想定しているのか、お伺いします。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

再質問にお答えいたします。保険料につきましては、市が契約者となり保険料をお支払いする形になるのですけれども、大体1人当たり2千円弱程度の保険料となる見通しです。それから補償額につきましては、上限が3億円となっておりまして、金額的にかなりの部分が補えるものとなっております。以上でございます。

尾崎委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

若干補足をさせていただきたいと思います。今回、保険の加入の対象につきましてはSOSネットワークの事前登録者に限定させていただきたいというふうに考えております。以上です。

尾崎委員長

木村委員。

木村委員

わかりました。ありがとうございます。一応、SOS ネットに登録されている方が対象ということで、その対象の方が、これは手続上のあれですけれども、例えば事故を起こしたときには、要するに市役所のほうに連絡するという形でいいのでしょうか。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

お答え申し上げます。SOS ネットワークに、まず登録をしていただく際に、この保険についても希望するかどうかということで、希望される方については被保険者として入っていただくということになります。また、その事故が起きた後につきましては、基本的には保険会社と、ご家族の方とやりとりをしていただくということになります。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

田辺委員。

田辺委員

それでは、私も今、木村委員の認知症支え合い事業の損害賠償保険についてなのですけれども、今 SOS ネットワークのご利用されている方ということでしたのですけれども、最近、ここ数年の、この SOS ネットワークの利用状況というのでしょうか、稼働状況というのでしょうか、そちらのほうはどのようになっているのか、お伺いします。

それから、予算書の 73 ページにあります介護保険制度改革事業なのですけれども、こちら拡大となっていますけれども、この拡大の内容についてお伺いします。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

田辺委員のご質問にお答えいたします。まず認知症支え合い事業の SOS ネットワークの利用状況でございますが、平成 30 年 3 月 31 日現在、認知症と診断されている方が 1,761 名に対しまして、登録者数が 99 名で 5.6%となっております。以上でございます。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

それでは、私のほうからは、介護保険制度改革事業の拡大内容についてお答え申し上げます。拡大の内容につきましては、地域リハビリテーション活動推進事業、介護予防拠点助成事業、地域たすけあい応援事業の3事業でございます。地域リハビリテーション活動推進事業につきましては、運動を中心に住民主体で実施している通いの場にリハビリの専門職を派遣し、運動への助言や身体機能の評価等を行い、予防効果の向上を図るものです。介護予防拠点助成事業につきましては、高齢者のひきこもりや孤立を防止することを目的に高齢者が気軽に立ち寄れる場所を確保、運営し、介護予防、認知症予防に資する取り組みを実施する団体に、その活動に要する経費を対象とし支援をするものでございます。対象となる経費は助成対象となる活動に要する経費ですけれども、人件費や交際費等は除かれます。助成金の額は対象経費の2分の1以内で1カ月の上限額を2万円とし、期間は36カ月間となっております。平成31年度においては3カ所を想定しているところでございます。地域たすけあい応援事業につきましては、介護保険によらない高齢者等の日常生活支援及び介護予防の活動を自主的に行う団体に対し、その団体の新規設立に係る経費と活動の拡大に要する経費を対象とし支援するものでございます。人件費や交際費は同様に除かれます。期間は原則1年となっておりますけれども、事業拡大する場合には最大連続する3年間として、上限は初年度が42万円、2年目以降は21万円となっております。平成31年度においては3団体を予定しているところでございます。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

拡大内容はわかりました。それで最初のリハビリ云々なのですけれども、このリハビリの専門職というふうに派遣していただけるということだったのですけれども、市内で、なかなかこのリハビリの専門職の方というのは、少ないのかなというふうに想像するのですけれども、これはどちらかの施設で勤務していらっしゃる方にお願いしてということになるのかどうかをお伺いします。

それから、この改革事業の中にも含まれていると思うのですけれども、先に今、居場所事業とかを始める方のいろいろ新しい助成のお話がありましたけれども、こちらは、先ほどあったミニデイサービスの事業とつながりというか、連携がどういうふうになっていくのかをお伺いします。

それから、認知症カフェが今市内に幾つもできてきていていろいろ活動をされていると思うのですけれども、こちらの今後の広がりというのでしょうか、増やしていこうという、そういう取り組みになっているのかどうか、お伺いします。

それから、SOS ネットワークの利用はわかりました。これは、認知症高齢者が増えるに

従って、登録されていく方が増えていくというような認識だと思うのですけれども、つい2～3日前なのですけれど、市役所の前にパトカーが2台とまっていまして、タクシーもとまっていたのですよね。それで、どうしたのかなと思っていると、中から高齢の男性が何かおろされていて、お巡りさんからいろいろ尋問を受けていたような感じのところがあるのですけれども、やっぱり何かそういう業者さんというのですか、そういう方たちとの間の何か連携みたいなものも、とても様子を見ていると重要になってくるかと思うのですけれども、サポーター養成講座も何回も市内でも開かれていると思うのですけれども、こういう事業者がトラブル、認知症の高齢者の方とトラブルに巻き込まれないようにするための何かそういう仕組みみたいなものも必要かと思うのですけれども、そちらの見解はいかがでしょうか。

尾崎委員長

浜山相談支援担当主査。

浜山相談支援担当主査

田辺委員のご質問にお答えいたします。私からは、地域リハビリテーション活動推進事業と認知症カフェについてです。まず先ほどのリハビリ専門職につきましては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という有資格の方を想定しておりまして、先ほど宮本主査のほうからお伝えしましたとおり、地域の通いの場のほうに派遣する形ですので、できるだけ長く、その方と顔見知りになっていただいて、評価、その後のつながりも含めて考えますと、できればその地域にある事業所、医療機関も含めてですけれども、そちらの専門職の方にお願いできればと考えておりますが、具体的にはもうちょっと詰めていかなければならない点があります。

認知症カフェにつきましては、現在市内5カ所で開催しておりまして、平成27年からこの数年間で5カ所になっております。市としましては、その認知症カフェを運営する基準を設けまして、その基準に準じて開催していただこうと思っているのですけれども、現在いろいろな方々が主催し、例えば高齢者支援センターですとか介護保険の事業所さんとのコラボ、もしくは大学など、さまざまな方が関心を示してくださって、地域のために貢献いただいておりますので、そのような運営基準も示しながらできるだけ多くの方に主催していただいて、たくさん参加していただければと考えております。以上です。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

それでは、介護予防拠点助成事業と地域たすけあい応援事業の関係でお答え申し上げま

す。一般会計でも出ていましたミニデイや地域のお茶の間との重複がないようにということなのですが、市としても多様な活動を支援するという意味合いで条件の設定を変え、それが重複して受給することがないよう、広く団体に補助するという目的で設置する予定でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

尾崎委員長

青木高齢者福祉担当主査。

青木高齢者福祉担当主査

私のほうからは、認知症支え合い事業の方の事業者とのトラブルを避けるために何かということなのですが、今、地域の見守り事業ということで市内の新聞配達業者ですとか、あと郵便局などとの連携協定などを結んでおりまして､そういったケースがある場合には、高齢者支援センターですとか市役所のほうに連絡をいただくようにという形で連携をとっておりますので、今後そういった事業者につきましても増やしていくような取り組みを考えていきたいと思っております。以上でございます。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

本当になかなかいろいろ知識や経験がないと事業者の方も困るような場面がたくさん出てくると思いますので、そこは啓発活動をぜひよろしくお願いします。そして、いろいろ連携している事業者さんがたくさん増えるような取り組みをしていただきたいと思います。

あと最後になのですけれども、介護保険の改革事業のほうで、いろいろ新しいものが、新しいといいましょうか取り組みが、例えば初期集中支援チームですとか認知症ケアパスとかというのが、新しい取り組みがいろいろ出てきているのですけれど、こちらの私はやっぱりこの名称がなかなか市民にはわかりづらいのではないかということ、以前にも申し上げましたけれども、何かわかりやすいような愛称というとあれですけれども、なかなかこの初期集中支援チームという、このかたい言葉からですね、少しわかりやすいものもぜひ工夫していただきたいと思いますので、これは重々認識されていると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。お答えは結構です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは１点、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業についてお伺いします。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が計画策定に向けて行われるということで、これは地域の高齢者の実態を把握する調査であると認識しているのですけれども、この調査の設問項目についてお伺いしますが、標準的な項目があると思うのですけれども、本市独自の項目ですとか、オプションで追加する項目について、どのような状況といいますか、検討がされているのか、お伺いします。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

それでは、鶴谷委員の質問にお答えいたします。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですが、確かに鶴谷委員のおっしゃるとおり、計画策定のために活用するものでございまして、この調査結果を厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムに登録することによって、他自治体との調査結果と比較するために、厚生労働省より統一的に調査対象や項目、その構成が定められている調査です。アンケート形式で実施することになっておりまして、その内容についても、今のところ市独自の「見える化」項目を織り込む予定はございません。回答結果については、先ほど申し上げたとおりシステムのほうに入力するということで、オプション項目もありますが、オプション項目の中からどういったものを選択するかということはこれから検討していく状況です。以上です。

尾崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

わかりました。この調査用紙を郵送でお送りすることになるかと思うのですけれども、その項目の調査をお届け、回収率がこれは高い調査であると私も認識しているのですが、データを提出する調査であるとしても、せっかく市民の皆さんに調査をかける機会ですので、調査項目以外に、別紙でもいいので自由記述欄を、ちょっと心配事ですとかそういうことを寄せてもらえるようなものを一緒に組み込むことができないのか、お伺いします。

尾崎委員長

宮本介護給付・保険料担当主査。

宮本介護給付・保険料担当主査

現在の予算の設定の中で組み込めるかどうかというのはわからない状況ですので、可能であれば検討もしたいと考えています。以上です。

尾崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

やっぱりこれから介護の制度を利用することが予想される世代の皆さんへの調査ですので、その方たちがこれからのその先の心配事を発信していく機会として、こういう調査をちょっと有効に活用することも必要ではないかと思いますし、また担当部局としても傾向を知る機会として検討していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。お答えは結構です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

稲田委員。

稲田委員

1 点、お聞きいたします。地域支え合い体制づくり事業です。この項目で認知症支え合い員の派遣・育成とありますけれども、この支え合い員の資格ですとか、それから現在いる人数についてお聞きいたします。

尾崎委員長

浜山相談支援担当主査。

浜山相談支援担当主査

稲田委員のご質問にお答えいたします。認知症支え合い員は、今現在 46 名登録されております。養成につきましては、今、実習、座学も含め、5 日間の日程で年 1 回、今年度は養成いたしました。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

先ほど認知症に認定されている方が 1,760 名とお答えがありましたけれども、これから

はもう本当に加速度をつけて増えていくのではないかと思います。それで、その認知症支え合い員の育成ですけれども、もうちょっと大幅にやらなければならないと思いますが、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

尾崎委員長

浜山相談支援担当主査。

浜山相談支援担当主査

再質問にお答えいたします。認知症支え合い員のボランティアの内容は、ご自宅に訪問しまして傾聴、お話を伺うという内容が主になっております。現在、実際の利用者は6名です。ご家庭に行くというところで、そのご家庭で安心してお話ができるというよさもあるのですけれども、今、デイサービスですとか外にご本人が行って、ご家族が安心できるというサービスもございますので、その辺の利用する方の動向も見ながら養成していくというふうに考えております。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

認知症サポーター養成講座という教材なのですけれども、認知症を学び地域で支えようという、この教材は大変よくできておりまして、今、高齢者ガイドという本が65歳以上に配られていますけれども、それと一緒にこういう冊子を配ることはできないか、すごくよくできていて、将来、認知症にかかるおそれがあるという不安も持っておりますし、また、ご家族の方も非常に理解を深められると思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

尾崎委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

お答えを申し上げます。今、稲田委員のほうからご提案のありました冊子につきましては、非常にすばらしいものだというふうに私も捉えているところでございます。そのほかにもですね、認知症に限らず、さまざまなすばらしい冊子がたくさんございます。あれも配りたいこれも配りたいということになってございまして、非常に苦慮しているところではございます。検討させていただきます。

尾崎委員長

以上で介護保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後 2 時 06 分

再　開　　午後 2 時 07 分

尾崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に一般会計予算の歳出の民生費の社会福祉費の福祉センター費のうち、福祉センター運営経費及びこども発達支援事業、児童福祉費、教育費の教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業の質疑を行います。

板垣委員。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは何点かお伺いいたしますが、まず予算書 107 ページですか、ひとり親家庭支援事業に入ると思いますけれども、未婚のひとり親への臨時特別給付金についてなんですけれども、国は新年度予算措置をいたしましたが、これはどんな内容でいつからどのように実施されるのでしょうか。対象者はどのような方になるのか、お伺いをいたします。

次に、予算書 111 ページ、教育・保育施設給付事業についてでありますけれども、これは、国は幼児教育・保育無償化を 10 月から行うというようなことにしているわけですけれども、これは消費税の増税と同時に行うという理解でよろしいのでしょうか。もし増税が行われなければどうなるかということなのですが、昨今のこの国の経済情勢を見ますと、景気も後退局面に達しているというようなことで、消費税増税についても、聞くところでは新年度予算が成立した後、官房長官が最終的な判断をするというように、こう聞いておりますけれども、もし、これで消費税増税先送りあるいはしないと、中止というようなことになりますと、この幼児教育・保育無償化についてはどのようになるとお考えで、市の対応というのはどうするのかですね、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

予算書、同じ 111 ページの私立認可保育所の運営費の支弁でありますけれども、先日の民生常任委員会においてですね、新年度の入所児童の推移状況ということで説明をされておりますけれども、平成 31 年度は定員 829 名に対して入所児童は 813 名というようなことだと言われておりますけれども、これは昨年、議論もされました子育て支援プランですね、

これでは新年度は、平成 31 年度ですね、定員 844 名にするというようなことだったと思いますけれども、これとのその関係がどうなるのか、ちょっとお伺いをいたします。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

板垣委員のご質問にお答え申し上げます。未婚のひとり親への臨時特別給付金につきましては、平成 31 年度税制改正大綱策定の中で検討されたことを踏まえまして、臨時特別の措置としまして、未婚の児童扶養手当受給者に対して 1 万 7,500 円を給付するものとなっております。事業費や必要経費等につきましては全額国の負担となっておりますが、支給の時期やどの時点での対象者の判定を行うかなど未確定なところが多いため、その詳細がわかってからの対応とさせていただきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうからは、教育・保育施設給付事業の関係についてお答え申し上げます。まず、無償化の関係ですけれども、10 月からの無償化につきましては、消費税の増税とあわせて行うものということで、これまで国のほうから聞いている情報ではそのように把握をしているところでございます。

それから 3 点目の平成 31 年度の定数の関係でございますけれども、子ども・子育てプランでは予定数 844 だったのが、民生常任委員会でお出しした資料の定員数は 829 としていたところの差の部分でございますけれども、本年度、秋に地域型保育事業の公募をして定員、定数を増やそうということでしたのですけれども、残念ながらこちら応募する事業者がなかったということで、15 名足りないままのスタートとなっている状況でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

3 番目のほうからいきますけれども、昨年の 12 月時点でですか、入所待機が 98 名ぐらいオーバーしていましたよね。それで 809 名から 844 名にこの定員を増やしたとしたって、この入所待機の状況を全く改善することは、ゼロにというような形での改善することはできないのではないかということで議会でも取り上げましたけれども、今後においても、昨

年同様あるいはそれ以上のその入所希望が出てくると思うのですよね。それに対して、この829というような定員ではとても追いつかない状況になるのではないかと思いますけれども、それに対してどうその対応をするのかですね。また地域型のこの保育所をさらに再度ですね、募集をするのでしょうけれども、その辺の見通しについてもお聞かせください。

それから、その未婚のこのひとり親への特別給付金についてなのですけれども、ひとり親へのいろいろなその支援というのは行われてきましたけれども、そもそも、このちょっと未婚のひとり親という定義が余りよくいまいちわからないところがあるのですけれども、今までのその対応に比べて、さらにその特別給付金、児童手当ですか、扶養手当を増やすというようなことなのでしょうか。もう一度お伺いいたします。その未婚のこのひとり親という、この定義については、例えばですね、本当に子どもができたけれども全く父親なりはいないというような状況の人もいるでしょうし、また内縁関係とかですね、暮らしてはいるのだけれども、正式な結婚手続をしていないために未婚とカウントされる方も、そういうこの中に含まれるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

それから、幼児教育・保育無償化については、ちょっとお答えがいただけなかったように思うのですけれども、国は、確かに消費税増税とあわせてやっているようですけど、もし、これが消費税増税しないということになったらどうなるのかについて、もう一度お答えください。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それではお答え申し上げます。まず幼児教育無償化の関係でございますが、消費税が増税されなかった場合ということなんですが、先ほど課長のほうでも答弁したとおり、無償化については、消費税一体というふうに私ども捉えてございます。もし消費税がなければ、その財源をどうするかということを、国のほうで手当していただけなければ実施されるということは多分ないのではないかというふうに考えているところでございます。

それと、未婚のひとり親の定義ということなんですが、こちらのほうにつきましては、婚姻によらず、お子さんをもうけている方ということで、一応内縁関係とかそういう部分に関しましては、この定義には入ってこないのではないかというふうに捉えてございます。あと、この制度につきましては、基本的には税制改正大綱の策定に基づいてできたものでありまして、市道民税のほうでいけば、寡婦の特例の収入204万円以下は非課税ということで示されてございますが、所得税のほうに関しては控除の適用がないということで、それに伴う1万7,500円ということになっていると認識してございます。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうからは、教育・保育の今後の見通しについてご答弁させていただきます。現在、2020年度から始まる次期子ども・子育て支援プランの策定に向けたニーズ調査を昨年実施をしておりますので、この分析の中で今後の方向性についてはまずはしっかりと把握をしていくということが必要と考えております。その上で確保策についても検討していくという流れになるかと考えております。ただ、確保策の実施時期なんですけれども、大きな予算を伴うものですとか、そういったものをプランの中で、もしくは年度の区切りでということになるとは思いますけれども、可能なものについては前倒しして確保していくことも含めて、議会とも相談をさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。なお、この確保方策につきましては、保育施設の拡大の部分と、それから保育士確保策の両面が考えられると捉えております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

その幼児教育・保育無償化についてちょっと私はおかしいと思うんですけれども、予算では、収入の面では、これは無償化になるというようなことで予算組みが、これはされておりますよね。そうですよね。それが、消費税増税がなければその予算が成り立たなくなるというようなのがちょっとよくわからないんですけれども、この無償化については、これは消費税増税の有無にかかわらずやるべきだというように、私どもは考えておりますし、全国の市長会でも、これは消費税増税とセットにするなと、分けてやれというようなことを提言していますよね。そういうようなことで、やはり当市においても、その辺のところははっきりと国のほうに分けてちゃんとやっていくべきだというようなことを申し入れるべきではないかなというように思います。

それともう1つ、不思議なのは、よく対応がちょっとわからないんですけれども、保育所の、平成31年度の募集案内、保育所ガイド等を見ましても、平成31年度の保育料はこうですよというようなことで一覧表になっていますけれども、その中には、これは今言ったような保育の無償化について一言も触れられていないわけです。予算措置をしたのであれば、収入の面でも国の予算、交付金が入るとかというような予算措置をしているわけですから、それに伴って、保育料も10月からはこういうように軽減されますというようなことが入っていてしかるべきだと思うんですけれども、それが何も入っていない。他市の状況を見ますと、札幌市なんかでは、幼児教育・保育の無償化について、これは国の方針で

あるので、これが確定次第、はっきり次第ちゃんと皆さんにお知らせしますということをホームページで言っているわけですけれども、うちは一切そういうことをホームページでも示していないわけです。その辺のところはどうも納得できないんですけれども、お聞かせください。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

お答え申し上げます。まず1点目の消費税増税の件でございますけれども、こちらにつきましては、国の負担分というものをしっかりと確保できるように、市長会を通じて、今後とも申し入れをしていきたいと考えております。

それから、保育所ガイドに保育料の無償化の予定等々の表記がなされていないという部分でございますけれども、保育所ガイドを作成した時期が早かったということもありまして記載をしていなかったところでございますけれども、今後、この無償化の部分の市民への周知という部分につきましては、しっかりと情報収集に努めまして、市民にしっかりと情報提供できるように､ホームページや子育てサイト等を通じてしていきたいと思います。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

幼児教育・保育無償化について留保します。

尾崎委員長

2番目のですね。

ほかにございませんか。

小田島委員。

小田島委員

2点お聞きをしたいと思います。まず、予算書101ページの福祉センター運営経費でございます。ここに、新旧庁舎の入れかわりというのもありますので、その辺も付加された予算書だというふうに思いますが、この中で使用料及び賃借料7,164万円ほど計上しておりますが、20年のリース契約ということでございまして、リースの契約の始期はいつぐらいになるのかということと、オープンをいつにするのかという、その辺の考え方を、あればお示しをしていただきたいと思います。それで、7,164万円の積算基礎というところも

一緒にお聞きをしたいと思います。

それと、2点目ですけれども、109ページ、協働事業出張型ひろば事業です。これも新規事業ということでありますけれども、この事業内容、それから開催頻度、委託先などの考え方についてお聞きをしたいと思います。

尾崎委員長

濱田こども発達支援センター長。

濱田こども発達支援センター長

小田島委員の質問にお答え申し上げます。まず、契約の時期ですが、定期賃貸借契約ということで建物の契約は3月中契約を目指して行う予定でございます。実際に使用を開始する時期としましては6月下旬を目指しております。あと、オープンも6月下旬を今予定しております。それと、家賃の積算根拠としましては、平成29年12月に基本協定を結んでおりまして、そちらの考え方を基準に積算の根拠としております。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうからは、協働事業出張型ひろば事業についてご説明申し上げます。出張型ひろば事業につきましては、北広島市協働事業提案制度によりまして、市民団体の子育て支援ワーカーズほっとまむさんからの事業提案を受け、ほっとまむさんが実施する本事業について市が協働実施するということになったものでございます。事業内容につきましては、今のところなんですけれども、大曲小学校区と西の里地区におきまして、会館等を利用して、定期的に親子ひろば等を開催する予定でございます。各施設において、親子ひろば、就学前の親子を対象にした親子ひろばを大体月1回程度、それから小学生対象のひろばということで年2回程度ということで想定をしております。

尾崎委員長

小田島委員。

小田島委員

わかりました。センター費の関係なんですけど、3月中に契約をする、契約は3月でもいいと思うんですけれども、契約書には使用の始期、リースがいつから始まるかというその日にちがあると思うんですけれども、6月下旬に契約の始期をして、6月下旬にオープンということは、非常に時間的にも備品等の搬入、また、スタンバイの時間などもあるとし

たならば、ちょっと説明に無理があるのかなというふうに思っておりまして、それともう1点、29年12月に基本契約を締結をしている、その考え方というのはちょっとわかりませんので、その内容もお示しをしていただければというふうに思います。

それから、出張型ひろば事業なんですけれども、頻度については了解しましたけれども、親子の月1回とか、あと、もう1つの事業の1回当たりを参加人員的な部分というのは、どのくらいを見込んでいるのでしょうか、ご質問いたします。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、私のほうから、センターのほうのご答弁をさせていただきます。まず、リースの開始ということで6月1日を予定してございます。建物自体が5月20日竣工ということで、それから引き渡しが6月1日という形になってございます。なぜオープンが6月後半になるかというと、まず、引っ越し等ございますし、備品の搬入もございます。あと発達支援センターでは、子育て施設のため有害物質が出ないかという計測をある一定期間を持たなければならないものですから、それに竣工以降、その検査を行うということで、すぐには引っ越して開設できない状態でございます。あと、29年度に行われた家賃等のお話については、これまでも民生常任委員会でいろいろご説明させていただきましたけれども、相手の即仁会とお話し合いをした結果で、私どもも、いろんな地域の実態、家賃の傾向だとか、たしか土地家屋調査士だったと思うんですけれども、その辺のアドバイスを聞きながらまとめていたという経緯がございます。以上でございます。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

協働事業出張型ひろばの想定人数でございますけれども、就学前の親子を対象とした月1回程度のひろばにつきましては20名程度を想定しております。それから、年2回程度の小学生を対象としたイベントにつきましては15名程度を想定してございます。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

永井委員。

永井委員

では、今、小田島委員からもありましたが、協働事業出張型ひろばについてですけれども、こちらはほっとまむさんの事業と協力し合ってやっていくということでしたが、実際にかかわるスタッフの方たちというのは、市の職員もかかわるのでしょうか、それともほっとまむさんのスタッフのみとなるのでしょうか、また、その人件費などはこの事業内容の予算の中に含まれているのでしょうか、伺います。

次に、同じく福祉センター内の件ですけれども、福祉センター内の施設等移転整備事業が 7,600 万円ほどで、予算のポイントの資料では、そのこども発達支援センターの移転費用として 8,700 万円ほどが計上されているんですけれども、こちらの整合性というか、何がどのように違うんだろうというのがちょっとわかりませんでしたので、詳細のほうをお聞かせください。

最後に、こども発達支援事業ですけれども、こちらは保育所訪問はこれまで行っていたところを 18 歳までに拡大して行いますというような内容を民生常任委員会でも聞いておりますが、実際にかかわる支援の充実性とか、あと、スタッフの確保などの取り組みはこちらの拡大費用の中に含まれているのでしょうか、伺います。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうから、協働出張型ひろば事業の関係についてお答え申し上げます。この事業なんですけれども、主体的にはほっとまむさんのスタッフとボランティアスタッフさんが現場のほうで対応する形になります。人件費はこの委託料の中に人件費相当分も含まれております。ただ、協働事業ですので、事業を運営する中で何か困ったことですとか協力すべきことが生じた場合については、市も積極的に協力をして進めてまいりたいと思っております。以上です。

尾崎委員長

濱田こども発達支援センター長。

濱田こども発達支援センター長

私のほうから、福祉センター内移転整備事業の予算の点についてまずお答え申し上げます。福祉センター内移転整備事業の 7,613 万 7 千円につきましては、センターの解体費用、オープニングイベント費用や引っ越し費用など移転に必要な経費であります。予算のポイント 4 ページに記載されているこども発達支援センター移転開設費用の 8,788 万 5 千円につきましては、家賃を含め、移転開設後に必要な経費にオープニングイベントの費用を含

めた経費でございます。

続きまして、こども発達支援事業の拡大部分の費用の内訳についてお答え申し上げます。拡大費 86 万 1 千円の内訳につきましては、新規拡大事業に必要な消耗品や公用車のリース及び研修費用などであります。拡大に対する支援の充実としましては、現在おります専門職がそれぞれ関係する専門的な研修に参加をいたしまして、スタッフの専門性を高めて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

福祉センター内の移転整備のほうですけれども、主に建物にかかわることと、あとオープニングイベントなどにかかわることということで、この中には、例えば、今後、支援者、スタッフの拡充とかも考えられているとは思いますけれども、その人件費などはまた別途で計上するということなのでしょうか。

また、こども発達支援センターのほうは、公用車のリース、研修費用などということですけれども、こちらも居宅訪問とか保育所訪問ということで外勤というんでしょうか、外に出て訪問支援することが新たに増えていきますと思うので、やはりスタッフの確保が大事になってくると思いますので、そちらのほうも十分に行っていただきたいと思います。1点だけ再質問です。

尾崎委員長

濱田こども発達支援センター長。

濱田こども発達支援センター長

永井委員の質問にお答え申し上げます。

移転整備事業の中には特に人件費というものは含まれておりません。それで、外勤の件ですが、それにつきましても新たなスタッフは考えておりません。今いるスタッフの中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

18 歳までの支援の拡大ということで、18 歳ともなりますと、やはり身体的な面でも、かなり大人に近い大きい子がいたりとか、体重の重い子がいたりしますので、その辺、き

ちんとけがとかがないように対応できるような専門スタッフを配置していただきたいと思いますが、やはり資格を持っている方とかということも考えていらっしゃると思いますけれども、ぜひその人材確保のほうをよろしくお願いしたいと思います。要望で終わります。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

私も、まず、こども発達支援事業101ページですけれども、今の永井委員からの質問と関連するんですけれども、この拡大事業の中で居宅訪問ということで発達支援の取り組みを行うわけですけれども、対象居宅訪問の取り組み数、どれくらいの頻度で行っていくのかという、今いるスタッフで行うということなので、どれくらいの頻度で行うのかと、スタッフの対応は可能なのかどうかということです。もう1つは、スタッフの専門性を高める専門研修を行うということですけれども、具体的にそういう研修会の内容について教えていただきたいと思います。

次に、子どもの権利擁護事業ですけれども、これは子どもの権利条例に基づいた事業で、予算書としては109ページになりますけれども、これは一般質問の中でも取り上げてきましたけれども、子どもの権利条例の認知度が30％程度ということで非常に低いということなので、それに対する取り組みが行われたと思うんですけれども、30年度の事業成果と、それを踏まえた来年度の事業内容、取り組みの方向について教えていただきたいと思います。

次に、協働事業出張型ひろば事業、109ページですけれども、これにつきましては2名の方が質問されたので違う観点から質問させていただきたいと思います。1つは大曲小学校区と西の里という2カ所に今回事業展開するということなんですけれども、この2カ所の事業展開する理由というものはどういう内容なのか、内容について教えていただきたいと思います。

次に、地域子育て支援センター、予算書で111ページですけれども、この地域子育て支援センターにつきましては、本庁舎1階にオープンしまして非常に好評であると聞いておりますけれども、土日、祝日が閉館になっているということで、やはり遊具の使用も含めて、休日の利用に対するニーズがあるのではないかと思いますけれども、利用者の今のスタートからの利用状況、それから、こうした会館の事業に対しての利用者からの声があるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

次に、保育料無料化に向けた体制整備についてなんですけれども、予算書では113ページなんですけれども、これについては先ほど板垣委員のほうから質問がありましたので内容については割愛しますけれども、1点だけ、保護者への情報発信については、案内が間に合わなかったということで掲示されていないんですけれども、保護者への説明とか情報

発信について、今後どう取り組まれるのかと。特に札幌市はホームページで、既に保育料無料化に向けた状況についてホームページで公表しております。そういう意味で、当市における情報発信、保護者に対する情報提供というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。以上です。

尾崎委員長

濱田こども発達支援センター長。

濱田こども発達支援センター長

私のほうからは、山本委員のこども発達支援事業についてお答え申し上げます。居宅の訪問型の児童発達支援事業につきましては、事業の開始を移転後の 6 月に予定しておりまして、対象のお子さんは幼児 1 名、小学生 1 名、中学生 1 名、3 名でスタートする予定でおります。対象のお子さんにつきましては、重度のお子さんなものですから、月 2 回程度の訪問を予定しております。それから、研修につきましては、具体的に申し上げますと、そういった重度のお子さんの家庭を訪問して実施いたしますから、医療的ケア児等コーディネーター養成研修や言葉のないお子さんに対するマカトン法の研修などを実際に行っていく予定でございます。以上です。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

私のほうから、子どもの権利擁護事業についてお答え申し上げます。子どもの権利擁護につきましては、子どもの権利に関する推進計画によりまして、平成 30 年度に子ども会議を開催したところでございます。会議では小・中学生 21 名に参加をしていただき、子どもの権利を多くの人に知ってもらうための方法について、活発な意見交換のもと、多くの意見を出して発表をしていただいたところでございます。次年度以降の取り組みといたしましては、この会議で出された意見の実現というところもありまして、子どもの権利に関する広報誌の発行に関する経費を計上しているところでございます。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうから、協働事業出張型ひろば事業についてご答弁申し上げます。大曲小学校区と西の里地区で開催する理由でございますけれども、大曲小学校区につきましては、まず、

ほっとまむさん、実施をする団体さんのほうで、この地域における実施実績があったということがまず１点と、あと大曲地区には児童センターはございますけれども、小学校からは少し距離が離れているということで、実際にはちょっと行きにくい実態があるということで、この地域での開催の必要性を考えたところでございます。それから、西の里地区につきましては、庁内におきまして、今、検討を進めることとなりました西の里地区の複合施設につきましては、児童館の機能も含めて検討することとなっていますけれども、検討の間は、このひろばを活用して遊びや交流の場としたいというふうに考えているところでございます。以上です。

尾崎委員長

橋本子育て担当参事。

橋本子育て担当参事

山本委員にお答えいたします。地域子育て支援センターにつきましては、就学前の親子が自由に来館できる施設であり、「あいあい」を含め市内３カ所あり、いずれも日曜・祝日は休館となっております。土曜日につきましては２カ所やっております。今後につきましては、地域子育て支援センターの日曜・祝日の開催も含め、利用者などの声や要望の把握に努めてまいりたいと考えております。

尾崎委員長

笠井保育担当主査。

笠井保育担当主査

私のほうからは、幼児教育の無償化に向けた情報発信等についてお答えさせていただきます。現在、内閣府のホームページには幼児教育の無償化に関する住民事業者向け説明資料が掲載されておりますが、他の自治体においてはこちらの資料を掲載して情報発信しているところはあるということは存じております。ただ、こちらの資料については、まだ、検討中とされている部分もあったため、本市のホームページには掲載はしておりませんが、市内の教育保育施設において利用者の方から問い合わせがあった場合には、こちらの資料を活用していただくよう、昨年の10月４日に資料を送付させていただいているところです。今後の対応につきましては、国の動向を注視しながら、施設や市民の方に向けた効果的な情報発信等を検討してまいります。以上です。

尾崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、子どもの権利擁護の件なんですけれども、他部署の子どもの権利条例というのは市で定めたわけで、条例で定めるということは市として行うということなので、子どもの担当するセクションだけじゃなくて全市的に取り組むべきだと考えているわけですけれども、そういう意味で、学校教育ですとか他部署の取り組みの促進という点について、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。非常に今回の子ども会議についてはとてもいい事業だと思っておりますので、引き続き、それをやっていただきたいのと同時に、他部署での取り組みの促進について取り組んでいただきたいと思います。それについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、協働事業出張型ひろば事業なんですけれども、この事業の場所の選定については、実施実績もあるということですけれども、実際にはその児童館との関係が非常に大きいと思います。やはり１つは、その大曲地区も小学校２つあるんですけれども、大曲小学校のほうは小学校区から単独では出られないというような実態の中で、子ども１人では児童館に行けないという実態もあります。そういう意味では、東部の部分についても児童館がないので、そういう意味では児童館の設置というのは急がれると思うんですけれども、そちらのほうの考え方、ちょっとずれますけれども、お考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、保育料の無償化に向けた体制なんですけれども、内閣府のホームページということなので、まだ公表していないということなんですけれども、実際に４月から保育園が新たに開設されてくると、保護者のほうから、かなりその辺のところの意見が出されてくる可能性があるんですけれども、その辺の保護者に対する対応というのはどう考えられているのでしょうか。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、私のほうから、子どもの権利擁護事業の関係でご答弁申し上げます。委員おっしゃるとおり、この子どもの権利擁護という部分については、全市的な取り組み、全庁的に取り組むというのは必要なことと考えてございます。今年度に関しましては、私のほうで、部長会議の中で取り組み方法を含めて一度ご説明申し上げまして、それぞれ取り組んでいただきたいということをお願いしているところであります。これに関しましては、毎年、部長会議等を通じて行っていきたいというふうに考えてございますし、また、他部署からどういうことかという相談があれば、当然私どものほうでそのご相談に乗りまして、実行に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

私のほうからは、児童センターの関係と、保育園の保護者に対する対応の部分でご答弁させていただきます。まず、未整備地区の児童センターについての取り組みなんですけれども、児童センターにつきましては、市内5地区のうち、現在、西の里と東部地区においては未整備となっておりまして、まずはその未整備地区への設置というところを検討していかなければならないと考えております。西の里地区の児童センターにつきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、昨年4月の庁議で西の里地区の公共施設の今後のあり方ということで、児童館、出張所機能を有する複合施設に建てかえるとされたところでございまして、複合施設としての取り組みの中で、児童センターもその機能の1つとして検討を進めていくということになっております。

次に、東部地区の児童センターにつきましては、平成28年度に策定されました公共施設等総合管理計画におきまして、施設を更新、新設する場合は複合化、多機能化を図ることとされておりますため、その可能性をまずは検討を行いますとともに、あとは、児童センターとして場所はどこがいいのか、土地の広さはどれくらい必要なのかについて調査を進めてまいりたいと考えております。また、本年度実施いたしました次期子ども・子育て支援プランのニーズ調査におきまして、児童センターの利用意向についても聞いておりますので、その結果についても今後の検討の参考にしてまいりたいと考えております。

それから、無償化に関する保育所の保護者に対する対応なんですけれども、保育料を含めまして変化するところが多分にございますので、しっかりと理解をしていただけますように、文書ですとか必要に応じて説明会等も含めて考えていきたいと思います。以上です。

尾崎委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

何点かお伺いいたします。子育て短期支援事業について、予算書105ページ、資料は3ページです。こちらの事業の中に、DVによる緊急的保護を行っていくというところで、こちらについて、これまでの相談や保護の実績など、差し支えない範囲であれば教えていただきたいです。それと相談の窓口と、その周知方法はどのようにしていくのか、お伺いします。

次に、児童扶養手当支給事業について、前年比較で増額になっているので、この要因についてお伺いいたします。

次に、ひとり親家庭支援事業について、予算書 107 ページ、資料は 4 ページです。こちらは、前年比で増額になっているので、こちらの理由もお聞きいたします。

次に、広域入所児童委託事業、予算書 111 ページ、附属資料 5 ページです。こちらが減額になっている理由についてお伺いします。

次に、幼稚園一時預かり事業について、こちらも前年と比べて大きく増えているところについてお伺いします。

最後が、子どもの貧困対策事業について伺います。調査の実施や対策についての検討と、それらに関することについては、これまでも代表質問や先日の民生常任委員会で詳しいことはお聞きできたので、別な視点でお伺いします。こちらの調査結果の速報を委員会でお聞きしたんですけれども、この調査を踏まえたどういう施策をやっていくかというところには、市の全庁的に、やっぱり子どもにかかわる部署には何かしら共有や協議が図られる場があるかと推察しますが、それぞれの地域の中で子どもたちを見守る活動をしている皆さん、民生委員や児童委員の方たちですとか、そういった方たちに向けてのこういう調査結果の共有ですとか対策案についての意見を伺う機会というのはどのようにしていくのか、こちらについての見解を伺います。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

鶴谷委員のご質問にお答え申し上げます。まず、子育て短期支援事業についてでございますが、DV による子育て短期支援事業を利用した緊急一時保護は、この 10 年ほどございません。DV に関する相談につきましては、平成 29 年度の実績になりますが、延べで 126 件ございまして、このうち、子育て短期支援事業ではございませんが、女性援助センターやシェルターでの保護については 3 件あったところでございます。相談窓口につきましては、子ども家庭課の母子・父子自立支援員が受け付けているほか、先ほど申し上げました女性援助センターで相談を受け付けているところでございますが、こちらの窓口の周知につきましては、ホームページで各種相談先を掲載しているほか、北海道や女性援助センターにおいて作成している相談カードを窓口等で配布しているところでございます。カードにつきましては、市町村や北海道の施設のほか、警察署や法務局、また、北海道が包括連携協定を結んでおりますコンビニエンスストアや大型スーパー、一部の美容室などで配布しているということで確認をしております。

次に、児童扶養手当支給事業についての前年比増の要因についてでございますが、児童扶養手当につきましては、4 月分ずつ年 3 回支給をしているところでございますが、児童扶養手当法の改正によりまして、今年の 11 月支給分から奇数月に年 6 回の支払いとなるところでございます。このため、来年度に限って 15 月分の手当の支給が必要になることから

事業費が増加しているというところでございます。

次に、ひとり親家庭支援事業についての前年比増の理由についてでございますが、事業費につきましては、高等職業訓練促進給付金の支給対象者を平成30年度は当初2名分を見込んでおりましたが、現在の受給者が7名いるところでございます。このうち、来年度も就学を継続する対象者が6名いらっしゃるというところと、あわせて新規申請分の1名を見込みまして、合わせて7名分を計上していることから事業費が増加しているというところでございます。以上です。

尾崎委員長

笠井保育担当主査。

笠井保育担当主査

鶴谷委員のご質問のうち、広域入所児童委託事業の前年比減額となった理由について私のほうからお答えさせていただきます。広域入所児童委託事業につきましては、平成29年度の実績が実人数で33名、延べ月数で224月であったのに対し、平成30年度の実績見込みは実人数で23名、延べ月数で142月と減少していることから、実績に応じて減額となっているところです。以上です。

尾崎委員長

印牧保育担当主査。

印牧保育担当主査

鶴谷委員の幼稚園一時預かり事業の増額についてお答え申し上げます。幼稚園一時預かり事業の増額理由についてでありますが、本事業を実施する幼稚園が2カ所増えたこと、国が定める補助額が増額となっていることにより増額となっております。以上です。

尾崎委員長

高橋子ども家庭課長。

高橋子ども家庭課長

子どもの貧困実態調査の関係でお答えさせていただきます。子どもの貧困実態調査の調査結果につきましては、全庁で情報共有するとともに、全市にもホームページ等で公表していきたいと考えております。また、その対策についてでございますけれども、先日の民生常任委員会でもご説明申し上げましたけれども、子ども・子育て会議、子どもの権利推進委員会において、その対策について協議検討してまいりたいと考えておりまして、それ以外の関係機関との協議については、今後検討させていただきたいと考えております。

尾崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

それでは、再質問いたします。子育て短期支援事業の DV 相談についての対応についてはわかりました。昨今、悲しい事件が絶えない実態がありますことですので、引き続き、必要な方に相談窓口があるということが伝わるようにお願いしたいと思います。

それと、児童扶養手当支給事業については、支給月の調整があるということで理解いたしました。

ひとり親家庭の支援事業についても理解いたしました。

次の再質問なんですけれども、幼稚園一時預かり事業についてですが、これはちょっと保育園の預かりにも関連するかもしれませんが、次年度は 4 月の末から 5 月にかけて大型連休が控えていますよね。子どもを子育てしながら働いている皆さんは、今はいろいろな働き方やいろいろなお仕事がありますが、仕事が休める家庭が多いのかなとも思うんですけれども、この連休に向けた仕事を持つ方のお子さんの預かりについて、何かしら今から相談などあるのではないかと思うんですが、その辺のこと、どのような今状況があるか、お伺いします。

子どもの貧困対策についてなんですけれども、意見交換などの機会はこれから考えていくということでした。一堂に会して集まる機会を設けるということは、私もネットワーク交流会にかかわっているので、いろいろなお仕事のボリュームもあるかと思うんですけれども、書面によるアンケート調査なども、そういうことも含めて手法を検討して、いろいろな視点で子どもたちの届く支援が一緒に考えられるといいなと思っています。こちらは答弁はよろしいです。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、私のほうから、一時預かりのことについてご答弁申し上げます。今、委員おっしゃられたとおり、ことしは大型連休ということで、報道では 10 連休と報道されております。基本的には幼稚園・保育園は土曜日はやっているんですが、日曜・祝日は保育施設、幼稚園施設は休みになってございます。それで、私どもは日ごろから日曜日・祝日、休日保育というものを一時預かり事業の中でやっておりまして、それは公立保育園のすみれ保育園が実施してございます。当然、この 10 連休、需要も見込まれると思われますことから、4 月 1 日号の広報にこういう預かりをしますということで、周知をかけることで、今、記事の掲載をお願いしているところでございます。ただ、保育士の人数や、施設の受け入れ

人数も含めて、全てご期待に応えられるかどうかというのもわかりませんですし、需要がどれだけあるかもわかりません。そのほか各保育施設には連休の対応を、もしできればということで考えてほしいということも依頼しているところでございます。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

稲田委員。

稲田委員

1点質問させていただきます。協働事業出張型ひろば事業については先ほど3名の委員が質問をされましたので、これは取り下げます。

家庭児童相談室運営事業についてお聞きいたします。予算書107ページ、附属資料が4ページです。さきの議会で木村真千子議員も質問されましたけれども、毎日のように悲しい事件が起きておりますので、確認の意味で質問させていただきます。まず、児童相談所という名称ですけれども、この児童というのは何歳までを指すのかということと、それから、児童相談員の今いらっしゃる人数と、それから、この児童相談員の資格についてお尋ねします。それから、差し支えなければ、相談の内容、大まかなものでいいです。3つ、4つと、それから相談件数、それから相談の方法です。来所されたのか、電話か、あるいはお手紙なのか、これらについてお尋ねします。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。まず、児童の定義ということでございますが、児童福祉法に規定する児童については、18歳未満の方対象となっております。次に、家庭児童相談員の人数についてでございますが、平成29年度に1名を増員いたしまして4名体制としているところでございます。相談の内容につきましては、親御さんにたたかれたという相談があったり、あとは本人からの相談というよりは周りの方が十分に衣食を与えられていないんじゃないだろうかというような報告が寄せられるところでございます。件数についてでございますが、これはトータルの相談件数で、虐待の件数ではないのですが、昨年度の実績で262件あったところでございます。また、家庭児童相談員の任用の資格についてでございますが、大学で児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学を専修する学科か、これらに相当する課程を修了している方、もしくは社会福祉士、社会福祉士主事として2年以上児童福祉事業に従事している方などから任用をしているところでございます。相談の方法につきましては、電話で寄せられる相談もございますが、まずは電話でご

相談いただいた方についても、なるべく面談での相談をお勧めしているところでございます。また、ご本人からの相談以外にも関係機関の方からもご相談をいただくこともございまして、こちらについても可能な限り、まずはご本人とお会いしてお話をさせていただいているところでございます。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

ありがとうございました。家庭児童相談室の時間ですけれども、何時から何時までやっているのかということと、それからもう１つ、家庭訪問などをされたことはあるかということ、それからもう１つ、要保護児童対策地域協議会というものがありまして、児童虐待についてこの協議会を設けるというふうに書いてありますけど、そういうことがあったかどうかということをお尋ねします。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。まず、家庭児童相談室の開設時間でございますが、平日の９時から夕方５時までの開設としております。事前に相談があった場合等につきましては､それ以外の時間でも対応させていただいているというところでございます。家庭訪問については、この相談の中で必要に応じて家庭を訪問して、お話を伺っております。要保護児童対策地域協議会についてでございますが、この枠組みの中で関係機関の情報共有や意見交換等ができるような仕組みとなっております。この中でケース会議の開催などを行ってきているところでございます。以上です。

尾崎委員長

稲田委員。

稲田委員

９時から５時ということでしたけれども、例えば、電話は留守番電話になっているかどうかということと、毎日毎日子どもさんたちの悲しい事件が起きておりますので、この４名の方たちで十分回るのかどうかということ、それから、二度とあのような事故がこのまちでは起きないように願っておりますので、その辺もしっかりとお願いしたいです。

尾崎委員長

記内家庭児童担当主査。

記内家庭児童担当主査

お答え申し上げます。時間外以外の相談につきましては、相談員のところにいくこともあるのですが、庁舎に職員が不在のときなど、緊急連絡網で職員のほうに連絡が来ることになっております。相談員の人数についてでございますが、こちらは昨年度1名増員して4名体制としており、対応ができているものと捉えております。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、1 点だけお聞きして終わります。学童クラブ運営経費、103 ページ。この学童クラブ及び保育所に関しては先日の民生常任委員会で新年度の入所状況と、待機は出ないということでの報告がありました。しからば、学童クラブを見ますと、6 年生まで入所できますという流れができている。見ますと 4 年生までは移行しているのかな、5 年、6 年になると急に人数が減るわけですけれども、そういう中で、今年度は東部小学校に新しい学童クラブができて、先日拝見して、大変すばらしいなと、あれが標準的な施設になってほしいなと思うんですが、一番懸念している大曲学童クラブ、これは担当課の努力もあって、何とかやっているんですが、大曲小学校の児童数がなかなか変わらない。また、周辺に家も建っている等々いろんなことを考えますと、大曲学童クラブは年数がたったから入所児童が減るという可能性は、地元に住んでいる人間からするとちょっと難しいんじゃないかと。そういうことからいきますと、大曲学童クラブの施設というのは近い将来何らかの形で見直すべきと思うんですが、今年度の予算、それから今後の考え方の方向性をちょっとお聞きします。

尾崎委員長

加藤学童担当主査。

加藤学童担当主査

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。大曲学童クラブの平成 31 年度の登録者数は 2 月 27 日時点で 125 人となっております。来年度につきましては、待機なく入所していただける見込みとなっておりますが、日によって混雑した状況になるということはあると思います。新しい施設の確保につきましては、大きな費用がかかることにもなりますため、就

学前の児童数や学童クラブの利用率、利用傾向等のこれからの推計を分析しまして、また、本年度実施しましたニーズ調査の結果を踏まえつつ、2020年度から新しい子ども・子育てプランを策定するというタイミングでもございますので、一番よりよい方法について慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。先日、東部小学校で見ました校舎敷地内に単独の学童クラブをつくる、一つあれも理想形かなと思うんですけど、今後、校舎の敷地内、校舎の中は理想的ですが、敷地内、東部学童クラブのような施設を増やしていく方向性なり考え方があるのか、それをお聞きして終わります。

尾崎委員長

仲野子育て支援部長。

仲野子育て支援部長

それでは、私のほうからお答え申し上げます。東部の学童クラブ、非常にいい施設であるし、児童の安全面を考えると非常にいい場所に建っていると思います。ただ、これに関しては、やはり学校の問題だとか、いろいろな問題がことから、私どももできれば学校に近い場所、学校の中ではどうかと、いろいろ検討を今までもしてきてございます。ですが、なかなか問題も多いものですから、これからもどこが一番児童にとっていいのかということも含めて検討課題とさせていただきたいと思います。以上です。

尾崎委員長

以上で子育て支援部所管の民生費及び教育費の質疑を終了いたします。

以上をもちまして本日予定しておりました審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

尾崎委員長

ご異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 17 分

委　員　長　尾　崎　弘　人